

平成 30 年度

社会福祉法人幸会 事業計画

- ・幸会
- ・特別養護老人ホーム 幸園
- ・短期入所生活介護事業所 幸園
- ・居宅介護支援事業所 幸園
- ・通所介護支援事業所 幸園
- ・訪問介護支援事業所 幸園
- ・有償運送支援事業所 幸園
- ・通所介護支援事業所 第二幸園
- ・認知症対応型共同生活介護事業所 幸園
- ・大野南地域包括支援センター
- ・上鶴間地域包括支援センター
- ・特別養護老人ホーム 大野台幸園
- ・短期入所生活介護事業所 大野台幸園
- ・居宅介護支援事業所 大野台幸園
- ・企業内保育所 大野台さいわい保育園
- ・認可保育所さいわい保育園（一時保育・子育て広場）

目 次

1. 社会福祉法人幸会 事業概要	1, 2 P
2. 組織運営（理事会・評議員会 予定）	2, 3 P
3. 幸会 事業計画	4, 5 P
I はじめに	
II 基本方針	
III 幸会の基本理念	
4. 特別養護老人ホーム幸園事業計画	
介護課	6~8 P
1 支援方針	
2 具体的活動計画	
(1) サービス提供に関する方針	
(2) サービス提供環境の向上	
(3) 業務システム	
(4) 実習生の受け入れ	
(5) ボランティアの受け入れ	
3 行事計画	
(1) 年間行事	
(2) 月間行事	
(3) アクティビティ	
(4) ボランティア活動	
医務課	9, 10 P
1 目標	
2 計画	
1) 健康管理	
2) 感染症予防	
3) 研修	
4) 機能訓練	
5) 看取りについて	
栄養課 給食	11, 12 P
特養入居者・ショートステイ利用者への施設給食	
1 目標	
2 計画	
3 療養食	
4 給食事業	
第1・第2デイサービス利用者への昼食、おやつの提供	
1 目標	
2 計画	
3 給食事業	

年間行事計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13P

5. 短期入所生活介護事業 事業計画・・・・・・・・・・・・14P

基本方針

具体的援助方針

行事計画

6. 介護予防短期入所生活介護事業 事業計画・・・・・・・・15P

基本方針

具体的援助方針

行事計画

7. 居宅介護支援センター幸園 事業計画・・・・・・・・16, 17P

1 平成30年度の介護報酬改定に伴う居宅の対応

2 ケアマネジメントの要点と変更内容

3 職員の研修

4 苦情対応

5 サービスの質の向上

8. 通所介護・介護予防通所介護事業計画・・・・・・・・18~20P

1 事業目的

2 運営方針

3 通所介護事業・介護予防通所介護事業（日常生活支援総合事業）

1) 通所介護計画・介護予防通所介護事業に基づくサービス提供

2) 生活相談

3) 機能訓練

4) 入浴サービス

5) 送迎サービス

6) 食事サービス

7) その他の日常生活上の援助

8) 健康管理

9) 活動（レクリエーション等）プログラム

4 その他内容

1) 利用人数

2) サービス提供時間

3) 延長サービス（保険外）、臨時利用について

4) キャンセル料

5) 職員研修

9. ヘルパーステーション幸園事業計画 ······ 21~23 P

- 1 訪問介護の目的
- 2 人員、人事
- 3 サービス体制の確保
- 4 保険外サービス開始
- 5 サービス提供量の見込み
- 6 加算申請について
- 7 提供サービスの質と技術の向上
- 8 苦情・相談対応
- 9 評価
- 10 実習生の受け入れ
- 11 物品購入
- 12 研修、年間予定
- 13 福祉有償運送

10. デイサービスセンター第二幸園事業計画 ······ 24~27 P

- 基本方針
- 具体的サービス内容
- 支援方針
- 会議・研修計画
- 設備・備品
- 業務改善
- 年間予定表

11. グループホーム幸園事業計画 ······ 28, 29 P

- 基本方針
- 援助目標及び計画
- 家族との連携
- 地域交流とボランティア受け入れ
- 運営推進会議の開催
- 健康管理と緊急時の対応
- 感染症対策
- 防災対策
- 職員の研修と研修生の受け入れ
- 自己評価と外部評価
- 施設内外の環境整備と修繕

12. 大野南高齢者支援センター事業計画 · · · · · 30~35 P

I 基本目標

II 基本方針及び基本施策

III 平成 30 年度重点目標

1 地域包括ケアシステムの深化、推進にむけて

2 自立支援、介護予防・重度化防止の推進に向け

IV 活動内容

1 総合相談支援

2 介護予防ケアマネジメント

3 一般介護予防事業

4 権利擁護に関する相談支援

5 包括的・継続的ケアマネジメント支援

6 地域ケア会議の開催

7 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

8 情報提供および啓発

9 認知症施策の推進

10 市が主催する各種事業の協力

11 中立性・公平性の確保

V 地域包括支援センターの業務推進体制等

1 職員の資質向上及び連携強化

2 運営管理体制の強化

3 PDCA (PLAN・DO・CHECK・ACTION) サイクルの推進

13. 上鶴間高齢者支援センター事業計画 · · · · · 36~42 P

I 基本目標

II 基本方針及び基本施策

III 平成 30 年度重点目標

1 地域包括ケアシステムの深化、推進にむけて

2 自立支援、介護予防・重度化防止の推進に向け

IV 活動内容

1 総合相談支援

2 介護予防ケアマネジメント

3 一般介護予防事業

4 権利擁護に関する相談支援

5 包括的・継続的ケアマネジメント支援

6 地域ケア会議の開催

7 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

8 情報提供および啓発

9 認知症施策の推進

10 市が主催する各種事業の協力

11 公正性・中立性の確保

V 地域包括支援センターの業務推進体制等

- 1 職員の資質向上および連携強化
- 2 運営管理体制の強化
- 3 PDCA サイクルの推進

14. 特別養護老人ホーム大野台幸園事業計画 ······ 43~51P

- 1 基本方針
- 2 今年度の重要事項
 - (1) 職員の支援能力、資質向上
 - (2) 地域社会との連携
- 3 支援方針
- 4 生活相談員
- 5 ケアマネージャー
- 6 機能訓練
- 7 医務課
- 8 栄養課
- 9 介護課 支援目標
- 10 会議
- 11 委員会
- 12 職員研修
- 13 職員の健康管理
- 14 実習生の受入
- 15 防災
- 16 地域連携

15. ショートステイ 大野台幸園 事業計画 ······ 52~57P

- 1 基本方針
- 2 今年度の重要事項
 - (1) 職員の支援能力、資質向上
 - (2) 地域社会との連携
- 3 支援方針
- 4 生活相談員
- 5 ケアマネージャー
- 6 医務課
- 7 栄養課
- 8 事故防止
- 9 感染症予防
- 10 身体拘束廃止
- 11 行事、レクリエーション
- 12 会議 (特養と合同)

- 13 委員会（特養と合同）
- 14 職員研修（特養と合同）
- 15 職員の健康管理
- 16 実習生の受入
- 17 防災
- 18 地域連携

16. 居宅介護支援センター大野台幸園 事業計画 · · · · 58～59P

- 1 基本方針
- 2 事業内容
- 3 職員の研修
- 4 苦情対応
- 5 サービスの質の向上
- 6 特定事業所の申請

17. さいわい保育園事業計画 · · · · · · · · · · · · 60～63P

さいわい保育園基本理念

保育目標 意欲と思いやりのある健康な子ども

活動方針

保育内容

H30年度保育園概要

対象年齢

休園日

定員

職員

開所時間

会議について

職員研修

地域交流

健康管理

その他

職員体制

社会福祉法人 幸会

所在地	神奈川県相模原市相模大野9丁目12番22号
代表者	理事長 草薙喜義
設立認可年月日	平成9年12月10日
設立登記年月日	平成9年12月12日

不動産の所有状況

不動産の所有状況	所有		面積
	土地	基本財産	
土地		相模原市南区相模大野9丁目12番地22号	2,811 m ²
		相模原市南区上鶴間6丁目1-30	568.42 m ²
		相模原市南区大野台3丁目2886-1外	8,283.79 m ²
建物		相模原市南区相模大野9丁目12番地22号	3,470 m ²
		相模原市南区上鶴間6丁目1番30号	341 m ²
		相模原市南区大野台3丁目14番11号	1,486.41 m ²

事業

社会福祉事業	種類及び名称	所在地	事業開始年月日	定員
第1種	特別養護老人ホーム幸園	相模原市南区相模大野 9丁目12番22号	平成11年4月1日	54
	特別養護老人ホーム大野台幸園	相模原市南区大野台 3丁目14番11号	平成25年4月1日	120
第2種	短期入所生活介護事業所 幸園 介護予防短期入所生活介護事業所 幸園	相模原市南区相模大野 9丁目12番22号	平成11年4月1日	16
	短期入所生活介護事業所 大野台 幸園	相模原市南区大野台 3丁目14番11号	平成25年4月1日	
	介護予防短期入所生活介護事業所 大野台幸園			
	老人短期入所事業 幸園			
	老人デイサービスセンター幸園 介護予防デイサービスセンター 幸園	相模原市南区相模大野 9丁目12番22号	平成11年4月1日	40
	訪問介護事業所 ヘルペーステーション幸園 介護予防訪問介護事業所	相模原市相模大野 9丁目12番22号	平成12年4月1日	

社会福祉事業	種類及び名称	所在地	事業開始年月日	定員
第2種	デイサービスセンター第二幸園 介護予防デイサービスセンター第二幸園	相模原市南区上鶴間6丁目1番30	平成15年5月1日	32
	グループホーム幸園	相模原市上鶴間6丁目1番30	平成15年5月1日	27
第2種	さいわい保育園	相模原市南区相模大野9丁目15番36号	平成23年4月1日	
	さいわい保育園特別保育	相模原市南区相模大野9丁目15番36号	平成23年4月1日	
公益事業	居宅介護支援事業 幸園	相模原市南区相模大野9丁目12番22号	平成12年10月1日	
	居宅介護支援事業 大野台幸園	相模原市南区大野台3丁目14番11号	平成27年10月1日	
	大野南地域包括支援センター	相模原市南区相模大野3丁目1番33号丸徳ビルF7号	平成18年4月1日	
	上鶴間地域包括支援センター	相模原市南区上鶴間本町6丁目28番14号	平成26年4月1日	
	福祉有償運送	相模原市南区相模大野9丁目12番22号	平成18年6月18日	

組織運営

1 理事会

社会福祉法人幸会の運営、執行機関として、事業所及び予算・決算その他重要な事項の審議執行をはかる。理事会5月、6月、11月、3月と必要に応じ開催する。

役員

任期	
平成29年4月1日～	
2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時	
理事長	草薙喜義
理事	今井徹
理事	大塚亮一
理事	篠崎三郎
理事	白井多喜子
理事	草薙みや子
監事	古谷田紀夫
監事	野々山英樹

施設長

特別養護老人ホーム幸園施設長	草薙喜義	法令等に定める資格の有無 全国社会福祉協議会 施設長研修受講終了
----------------	------	--

平成30年度理事会予定

開催年月日	開催	決議事項
平成30年5月	特別養護老人ホーム幸園	<ul style="list-style-type: none">平成29年度事業報告について平成29年度決算報告監事監査報告平成30年度夏季手当支給について評議員の収集
平成30年11月	特別養護老人ホーム幸園	<ul style="list-style-type: none">上半期決算報告平成30年度冬季手当支給について・
平成31年3月	特別養護老人ホーム幸園	<ul style="list-style-type: none">平成31年度事業計画について平成31年度予算について

2 評議員会

社会福祉法人幸会の運営、諮問機関として、事業所及び予算・決算その他重要な事項の審議執行をはかる。評議員会 6月と必要に応じ開催する。

任期	
平成29年4月1日～	
6年以内に終了する会計年度のうち最終の ものに関する定時評議員会の終結時	
評議員	原康雄
評議員	草薙哲
評議員	石川悦男
評議員	小原義江
評議員	甘利悟
評議員	山本澄子
評議員	義澤千歳

平成30年度評議員会予定

開催年月日	開催	決議事項
平成30年6月	特別養護老人ホーム幸園	<ul style="list-style-type: none">平成29年度事業報告について平成29年度決算報告・

平成 30 年度社会福祉法人幸会事業運営方針

I、はじめに

幸園は平成 11 年の事業の開設から今年度で 20 周年を迎えます。この間、多くの人々に支えられながら成長することができました。皆様のご支援に対しまして心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

また、この 20 年の時の経過は、大規模修繕の必要性に迫られています。今年度は GHP（ガスヒートポンプ）の全面改修や床材の張替、多床室の個室化等を実施し、毎年度一つずつ取り組んで施設環境を整えていきます。

平成 30 年度は医療と介護の同時改定があり、とりわけ介護は報酬と制度の両方の変更があった。これは、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向けて、国民一人一人が状態に応じた適切なサービスを受けられるようにするとして、「地域包括支援システム推進」、「自立支援・重度化防止に資する権の高いサービスの実現」、「多様な人材の確保と生産性の向上」、「介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保」などが謳われた。具体的に、「地域包括システムの推進」とは、医療と介護の役割分担と連携を推進し、ケアプランの質の向上、認知症への対応を強化し、地域共生社会の実現を目指すということである。また、「自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」とは、通所介護の自立支援・重度化防止にリハビリテーションを強化・拡充し、褥瘡予防を強化し、その結果を評価するというものである。そして、「多様な人材の確保と生産性の向上」として、介護人材の幅を広げて確保し、介護ロボットの活用を促進する。そして最後に、介護サービスの適正化・重点化を図る、すなわち訪問介護や通所介護を適正化することにより、介護保険制度の安定性・持続可能性を確保することを目指すとしています。こうした制度改定に適応・順応せずしてわたくしたちの道はありません。出来得るだけの加算を獲得しなければなりません。

そして、われわれの最大の課題は「人材の確保」・「人材の育成」にあると考えます。これからは 2025 年に向かい、さらに少子高齢化が進行しますのであらゆる角度から人材を確保することが必要であります。まずは、現在進行中の内閣府主導型の「企業内保育所」を立ち上げることが今年度の課題になります。それにより、大野台ショートステイの安定化を図り、デイサービスの立ち上げに繋げていきたいと考えます。

さらには、世界に人材の確保の目を向けて、これから数年間で研究・準備段階に入る必要があると思われます。

II 基本方針

- (1) 幸会の定款の第一条には「多様なサービスがその利用者の意向を尊重して総合的に創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的」にするとあります。あくまでも、利用者本位に、その尊厳を尊重し、自立した生活を営めるよう創意工夫して支援すること基本とします。
- (2) 定款三条には、「福祉事業を「確実、効率的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進につとめる」とあります。まさに、安心できる福祉サービスを提供し、その質の向上を図るためにも経営基盤を確保し、健全で、計画的な運営を推進する必要があります。

III 幸会の基本理念

1. 「尊厳」
2. 「自立」
3. 「プライバシー」
4. 「自己発達」

幸会では基本的な理念、「人間の尊厳」を尊重することを大切にしています。人は生きているからこそ存在し、価値がある。感じ、喜び、泣き、笑うからこそ存在していると考えます。また、人は自分で考え、判断し、行動することで人は自分自身の主人であると考えます。人は誰でも公的領域と私的領域を併せ持っています。施設での生活では私的領域が脅かされがちであります。そのことを常に忘れずプライバシーを尊重します。そして人は誰でも、自分を高めたい、広げたい、大きくなりたい、友達を作りたいと思うものです。それらに興味や関心を失うのは、そのための条件が見出せなくなってしまうからです。私たちは「自己発達」を促す条件を整えたいと考えています。

平成30年度 特別養護老人ホーム幸園 事業計画

1. 支援方針

- ・介護保険制度の下、社会福祉法人の果たすべき役割を十分認識し、より時代の要請にあった質の高いサービスを提供する。社会福祉の基本理念を基に、地域社会に開かれた、かつ安定した施設運営の実現に努める。
- ・自立した生活のために、利用者個々の活用しうる能力や生活歴・生活習慣を理解し、個別ニーズに添った施設での生活支援を目的とする。
- ・地域包括ケアの一端を担うべく、地域の医療施設、介護施設と連携しながら、医療的ケアの知識を学び、幅広い利用者の受け入れに努める。
- ・大規模災害の発生を想定し、非常災害対策計画の策定等体制整備の強化・徹底に努める。
- ・多年にわたり社会貢献してきた高齢者の方々に対して敬愛の念をもって接し、言葉づかい・接し方・対応方法を常に研究し、明るく思いやりのある職場づくりをめざす。

2. 具体的活動計画

(1) サービス提供に関する方針

- 利用者個々のケアプランの作成および実施
　　ケース担当制を基本とし、個々の利用者に対してより深い介護支援サービスを提供
　　また、ケアプランに基づくサービス提供の実施および管理を実施。
- 機能訓練指導員との連携とアクティビティの充実化
　　機能訓練指導員との連携のもと、日常生活動作に関する機能の維持向上をめざすとともに、余暇活動としてのレクリエーションの充実をめざす。
- 経口維持支援の充実
　　摂食・嚥下障害を有する入所者や、食事摂取に関する認知機能の低下が著しい入所者に対し、多職種により計画的に支援していく。
- 利用者の家族との交流の活性化
　　家族会の活動を支援・促進し、家族相互間、家族・職員、利用者・家族関係の交流の活性化を図る。
- 施設の社会化
　　地域社会における高齢者福祉サービスの拠点として、地域の方とともにより良い施設づくりをめざし、災害時には協力し合える関係を構築する。
- 介護職員による日常的医療ケア体制の構築
　　「喀痰吸引等の業務を行う事業者の登録基準」に基づき、介護職員による、痰の吸引・経管栄養等日常の医療的ケアを実施できるよう医療との連携、研修体制の整備に努める。
- 身体拘束廃止啓発事業
　　神奈川県の身体拘束廃止モデル事業に基づき、施設内の研修を充実させるとともに、地域の施設に向けて身体拘束廃止の啓発を行う。
- 接遇マナー・コミュニケーションスキルの向上
　　介護技術だけではなく、接遇マナー・コミュニケーションスキルの向上をめざす。
- ご利用者、ご家族にむけて、満足度調査を行いサービスの見直しを行う。

(2) サービス提供環境の向上

- 職位や能力等に合わせた職員の施設内外における研修体系の構築
 - 施設外研修と施設内の研修をリンクさせるために、職位や能力・経験等に合わせた施設外研修への参加と、それをもとにした施設内の研修・周知の体系を組み立てる。
- 職員の就労環境の整備に努め、ストレス、腰痛を予防する。
- 感染症や介護事故防止、制度、医療に対する施設内外の研修体系の構築
 - ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修 年2回
 - ・事故発生防止と緊急時対応のための研修 年2回
 - ・人権擁護・プライバシー保護のための研修 年1回
 - ・職業倫理と法令遵守のための研修 年1回
 - ・褥瘡予防のための研修 年1回
 - ・医療についての研修 年1回
 - ・当該サービス・制度についての研修 年2回
 - ・防災・避難誘導のための研修 年2回
 - ・新入職員については、入職時に感染症・事故防止・人権擁護の研修を実施する。
- 設備等の環境整備
 - 施設の設備が経年により、修理・修繕を必要とするところが増えてきた。緊急性を要するもの、利用者の安全に関わる箇所の環境整備に努める。
- 相談援助業務を遂行するまでの環境配慮の向上
 - プライバシーへの配慮と、落ち着いた相談援助ができる環境の創出を図る。

(3) 業務システム

- 人事考課制度の導入
 - 人事考課により職員の課題を明確にし、それに基づいた人材育成を行っていく。
- 各職責における役割行動の明確化
 - 各ポストにおける役割を明確化し、それに基づいた職務役割行動が取れるシステムを構築する。
- 職員研修体制の体系化
 - 法人内に人材育成委員会を創設し、全事業所の職員研修体制を体系化する。O f f J Tにも積極的に参加し人材育成を図る。(認知症介護指導者養成研修等)
- 会議の開催

1	職員全体会議	年1・2回	職員の全体会議
2	特養職員会議	月1回	特養職員の全体会議
3	ワーカー会議	月1回	介護職員による会議
4	事故防止委員会	月1回	事故防止に関する対策会議
5	人権擁護委員会	随時	虐待防止・身体拘束廃止・人権擁護に関する対策会議
6	褥瘡予防委員会	月1回	褥瘡予防に関する会議
7	感染症対策委員会	年4回	感染症や食中毒に関する対策会
8	給食会議	月1回	食事の内容を多職種で検討する会議
9	サービス担当者会議	随時	ケアプランに基づく処遇の検討
10	リーダー会議	月1回	グループリーダーによる会議
11	ケースカンファレンス	随時	事例検討会
12	入退所検討委員会	月1回	入退所検討委員会委員による検討会議(必要に応じ随時開催)

(4) 実習生の受け入れ

昨年度に引き続き、介護・福祉・教育・医療関係の実習生の受け入れを積極的に行ない、教育者としての社会福祉法人の役割を果たす。

(5) ボランティアの受け入れ

ボランティアの受け入れ、ならびに育成に努める。受け入れにあたっては介護主任を中心担当職員を受け入れ直接窓口とすることで連絡および調整を図る。

3. 行事計画

(1) 年間行事

納涼祭	8月
敬老会	9月
クリスマス会	12月
新年会	1月
防災訓練	7月／12月
防犯訓練	7月

(2) 月間行事

誕生日会	該当者がある月の第4土曜日
ホーム喫茶	月1回 第2土曜日
散髪	月2回 任意の週の月曜日ないし火曜日

(3) アクティビティ

エアロビクス	月2回	利根川Kスタジオインストラクターによる
手芸クラブ	月1回	ボランティアによる
歌の会	月1回	ボランティアによる
絵手紙、カレンダー作成	月1回	職員指導による
カラオケ	週2回	職員指導による
外出企画（特養利用者）	月1回	職員同行による

(4) ボランティア活動

さがみはら・ふれあいハートポイント事業のボランティア受け入れを行う。

定期的な活動のほか、学校や公民館・地域のサークル等による活動の随時受け入れを行う。

平成30年度 特別養護老人ホーム幸園 医務課 事業計画

1. 目標

- 1) 特別養護老人ホームの看護は生活を意識した看護である。入所されている利用者様の、個々の心身の状態、生活歴、病歴、家族状況を把握してその能力に応じた生活が出来るよう、医師や他職種との連携をはかり、医療職の目から観た援助を行なって健康管理を行なっていく。
- 2) 疾病の予防対策に努め、必要に応じて適切に病院受診をしながら病気の悪化を防いで利用者様ができるだけ施設で穏やかに暮らしていくように援助していく。
- 3) 安全対策委員会の事故対策、人権擁護、入退所、褥瘡予防、給食の委員会のメンバーとして、感染症、医療的ケア対策委員会の委員長として、予防と啓発に努め、活動する。
- 4) 利用者様の医療的依存度が高くなっているため、介護職員の知識が高まるように、研修等で指導していく。
- 5) 終末期にはご家族様は延命治療を希望せず、自然のままに看送りたいと希望される方が多い。現在、死亡確認が幸園ではできない状況であるがの看取りの指針に従って、それぞれのステージの看護をしていく。
- 6) 機能訓練指導員により、個々の利用者様の機能訓練計画を立案し、機能低下の予防と維持のための機能訓練を行い、日常生活機能の向上を図る。

2. 計画

1) 健康管理

利用者様の日常の健康状態を把握して、安全で快適な生活が送れるように援助する。

- ① 日常の健康管理として2回/週バイタルチェックをする。必要に応じて毎日、2~4検/日のバイタルチェックを行い、状態の把握に努める。
- ② 提携病院、その他の往診医師に、指示を頂きながら体調管理していく。
往診時情報提供、診療介助、薬の処方管理を行なう。
相模原中央病院=筒井医師（毎週木曜日 10時）
森下記念病院= 中上医師（毎月2回 月曜日 15時）
義澤歯科= 義澤医師（毎週火曜日 14時）
相模皮膚科= 栄枝医師（依頼時火曜日 13時半）
- ③ 病院受診が必要と判断した場合は速やかに提携病院に連絡して受診を依頼する。
- ④ 栄養課、介護職員と連携し1回/月体重測定を行い、体重の増減、食事摂取量を把握して健康管理に努める。できるだけ経口維持ができて、利用者様が幸園で穏やかに過ごせるように食形態を相談して栄養管理、水分管理をしていく。
- ⑤ 定時薬、臨時薬の処方（東聖薬局、一美薬局）を受けて薬の管理を行なう。
- ⑥ 誤薬のないように服薬管理を行なう。
- ⑦ 日々の処置（褥瘡処置、軟膏処置）を行なう。
- ⑧ 排便状況を把握し、便コントロールを行なって健康管理をする。

- ⑨ 既往歴、現病歴を把握して、病状、症状の悪化を予防、早期発見をしていく。
- ⑩ 定期受診の必要な利用者は年間の受診計画に従って受診し、ご家族様にも病院医師の経過説明を聞いてもらいながら体調管理していく。
- ⑪ 本入所時は入所検診を行い、医師との面談で現病歴や検査結果を元に幸園で出来る医療の範囲を理解して頂く。ご家族の思いを大切にし、ご家族とも連携しながら健康管理行なっていく。(入所検診=採血、検尿、胸部レントゲン、心電図、既往歴ある方は頭CT)
入所時必は歯科往診も依頼し、義歯に名前を入れ、紛失予防をする。また定期的にスケーリングをして、肺炎予防をしていく。
- ⑫ 一年間一度も採血をしなかった利用者は3月に病院受診し採血し、アルブミン値も検査して栄養課と共に栄養状態も管理していく。

2) 感染症の予防

- ① ノロウイルス感染症の予防を感染症対策委員会と連携して行なっていく。
- ② インフルエンザ感染症の予防の為の予防接種を利用者、職員全員に行なう。(10月～11月)
- ③ 結核検診として入所時胸レントゲン施行、2年目からは年間一度も病院で胸部レントゲンを撮らなかった方は、年度末の3月に実施する。

3) 研修

- ① 感染症委員会の委員長を中心に、幸園の感染症予防マニュアルの徹底と栄養課の食中毒、介護職員の吐物処理等、感染症の研修計画を立てて実施していく。
- ② 医療的ケアの特定行為業務（経管栄養、吸引）認定を受けている介護職員に対して、緊急時はいつでも対応できるように「医療的ケア」「吸引」の研修を行なう。

4) 機能訓練

- ① 機能訓練指導員により、機能訓練計画書を作成して、集団、個別リハビリを実施して、身体機能の向上を図る。
- ② 移乗や立位、食事の自力摂取など生活リハビリを介護職員と連携して行う。
- ③ 日常生活の楽しみと認知機能刺激のために趣味活動を行なう。
- ④ 介護職員もリハビリ体操、口腔体操を毎日行い機能訓練の必要性を理解するよう指導する。
- ⑤ 定期的に評価し、ご家族様に説明して理解を頂きながらケアに活かしていく。

5) 看取りについて

- ① ご家族が自然な看取りを希望された場合、看取りの指針に従い、幸園で出来るだけ穏やかな時間を過ごしていただけるようにターミナルのステージに合った看護を行なっていく。
当施設の提携医師は病院の勤務医師にて死亡確認に幸園に来られない為、病院、医師との連携を深め、病院搬送時期を看極めていく。又、療養型病院にも協力を依頼する。

以上

平成 30 年度 栄養課 給食 事業計画

特養入居者・ショートステイ利用者への施設給食

<目標>

- 喫食者の健康維持・疾病予防のために栄養を配慮し、個人の日々の状況に合った食事を提供するよう努める。また、家庭的で季節感のある食事を食する事により身心に刺激を与え、食事を楽しむ事ができるように努める。
- 咀嚼力や消化吸収能力の低下を配慮し、材料の切り方や色彩の美しさにも心がけるよう努める。嚥下調整食分類 2013 を基準として適した食事を提供する。
- 必要栄養量を満たしながら、変化のある食事を提供できるよう調理技術を高める。

<計画>

1. 安全な食事を提供する為に、毎日の衛生点検を怠らないようにする。
2. 栄養課内でミーティングを行い作業行程の見直し、効率化を計る。研修の報告を行う。
3. 災害時の非常食の点検と交換を行なう。施設全体の非常食についてもマニュアル作りをしていく。
4. 検食簿や、隨時、喫食状況を見る事により、献立内容や調理法の改善、食材の適正を検討する。
5. 行事食を実施する。
6. ケア・マネジメントへの取り組み。適確な栄養ケアを実施する。療養食を実施する。経口摂取が維持できるように取り組む。
7. 他職種と月 1 回 給食会議を行う。
8. 他施設とも連携が取れるように、研修に月 1 回は参加する。

<療養食>

1. 糖尿病・透析食・腎臓食
2. 医師からの指示に基づく。
3. 2 脂質制限食、塩分制限食、たんぱく質制限食などケア・マネジメントを基に個々に対応していく

<給食事業>

- ・行事計画表による。

*第1・第2デイサービス利用者への昼食、おやつの提供

<目標>

栄養のバランスを配慮しながら、嗜好、形態を配慮し、利用者が楽しめる食事となるよう季節感、彩り、変化に留意する。ゆったりとした気持ちになるような食事やおやつを提供する。

<計画>

1. デイサービスの年間行事に合った食事・おやつを計画する。
2. 昼食時、利用者の声を聞くよう努める。
3. 必要な方へ栄養ケア・マネジメントを実施する。
4. 在宅の方が健康維持していくための必要な情報を発信するよう努める。

<給食事業>

- ・行事計画表による。

*職員の研修計画

- ・感染症予防の研修（年2回）の参加
- ・施設内研修の参加
- ・高齢者福祉協議会の研修の参加
- ・相模原市高齢者福祉協議会特養部会栄養士会の参加
- ・神奈川県栄養士会県民活動事業部相模原地区の参加
- ・日本栄養士会福祉事業部の研修の参加

年間行事計画表（平成 30 年度）

	特養	デイサービス
4月	行事食	
	誕生祝い食	手作りおやつクレーション
5月	行事食	端午の節句（5日）
	誕生祝い食	さいわい喫茶
6月	行事食	
	誕生祝い食	手作りおやつクレーション
7月	行事食	七夕（7日）
	誕生祝い食	手作りおやつクレーション
8月	行事食	
	誕生祝い食 納涼会	夏まつり
9月	行事食	敬老の日（17日）・秋分の日（22日）
	誕生祝い食	敬老祝賀会
10月	行事食	十五夜
	誕生祝い食	手作りおやつクレーション
11月	行事食	
	誕生祝い食	さいわい喫茶
12月	行事食	クリスマス（25日）
	クリスマス会	クリスマス会
1月	行事食	新年会・鏡開き
	おせち 七草粥（7日） 誕生祝い食	新年会
2月	行事食	節分（3日）
	誕生祝い食	節分祭 手作りおやつクレーション
3月	行事食	桃の節句（3日）・春分の日（21日）
	誕生祝い食	ひな祭り もちつき

H30年度 短期入所生活介護事業 (社会福祉法人幸会幸園) 事業計画

基本方針

- ・在宅での介護を支援するため、介護保険による事業ならびに相模原市および近隣自治体による緊急一時等入所事業に基づきサービスの提供を行う。
- ・できる限り家庭での環境・介護方法を踏襲して介護を組み立てる為に、家族や居宅介護支援事業者との密接な情報交換・連絡調整に努める。
- ・日常的医療ケアの必要な利用者の受け入れ体制を整える。
- ・サービスの提供に対する要望・苦情に迅速かつ的確な対応に努める。

具体的援助方針

- 支援体制の強化
 - ・利用者・施設間ならびに居宅介護支援事業者・施設間の連絡体制を密にして強化をめざす。
 - ・「喀痰吸引等の業務を行う事業者の登録基準」に基づき、医療と連携しながら、痰の吸引・経管栄養等日常的医療ケアの必要な利用者の受け入れに努める。
 - ・短期入所生活介護事業の専属の生活相談員を配置し、居宅介護支援事業者・家族との連絡体制を密にして、強化をめざす。
- ケアプランにもとづくサービス提供体制の確立
 - 居宅介護支援計画にもとづいた短期入所生活介護サービス計画の策定とそれにもとづく支援体制を構築し、利用者との合意にもとづいたサービスを提供できる体制をめざす。
- 日常生活におけるレクリエーションの充実
 - 機能訓練指導員との連携のもと、日常生活動作に関する機能の向上、また、利用期間中の余暇活動としてのレクリエーションの充実をめざす。
- 接遇マナー・コミュニケーションスキルの向上
 - 介護技術だけではなく、接遇マナー・コミュニケーションスキルの向上をめざす。
- 多様化するニーズへの対応
 - 競合する地域内のサービスとの差別化を図るため、多様化する利用者のニーズに柔軟に対応する。(設備の改善・機能訓練の対応などを検討する)

行事計画

今年度の行事については、特養の行事に準ずることとする。

H30年度 介護予防短期入所生活介護事業

(社会福祉法人幸会幸園) 事業計画

基本方針

- ・利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行うことをめざす。
- ・利用者がサービス提供を受けることで、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけができるような体制をめざす。
- ・利用者の自立の可能性を最大限引き出すような支援内容をめざす。
- ・施設内の環境整備を行い、快適な住環境を提供する。

具体的援助方針

○ 支援体制の強化

地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・家族との連絡体制を密にして、支援体制の強化をめざす。

○ ケアプランにもとづくサービス提供体制の確立

居宅介護支援計画にもとづいた介護予防短期入所生活介護サービス計画の策定とそれにもとづく支援体制を構築し、利用者との合意にもとづいたサービスを提供できる体制をめざす。

○ 日常生活におけるレクリエーションの充実

機能訓練指導員との連携のもと、日常生活動作に関する機能の向上、また、利用期間中の余暇活動としてのレクリエーションの充実をめざす。

○ 接遇マナー・コミュニケーションスキルの向上

介護技術だけではなく、接遇マナー・コミュニケーションスキルの向上をめざす。

○ 多様化するニーズへの対応

競合する地域内のサービスとの差別化を図るため、多様化する利用者のニーズに柔軟に対応する。(入浴回数の増回・アクティビティへの参加・機能訓練の対応などを検討する)

行事計画

今年度の行事については、特養の行事に準ずることとする。

平成30年度 居宅介護支援センター幸園 事業計画

1. 平成30年度の介護報酬改定に伴う居宅の対応

① 地域包括ケアシステムの増進

- ・中程度の在宅要介護者も含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受ける事が出来る様にする

② 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現する

- ・介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化を防ぐ質の高いサービスを提案し、利用につなげる

③ 利用者様から信頼される関係作りを目指す

- ・ケアマネ1人、1人の性格や得意分野を生かし、担当させて頂く利用者から何でも安心して相談してもらえるように働きかける

④ 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能の確保

- ・介護サービスの適正化を図る。介護保険制度を利用者様に分かりやすく説明し、在宅生活の継続につなげる

2. ケアマネジメントの要点と変更内容

- ・生活援助が通常より多いケアプランは市町村へ届け出する
- ・複数事業所を紹介出来る事の説明を行なっていない場合は運営基準減算
- ・地域ケア会議の機能にケアプラン検証を位置づける
- ・実務研修の実習協力・他の居宅との共同事例検討会や研修会などを開催する事が特定事業所加算の要件になる
- ・入院時に担当ケアマネージャーの情報を病院に提供するよう依頼する事を運営基準とする
- ・入院時情報提供加算に「入院時3日以内」を新設し、訪問なしでも算定出来る様になる
- ・障害から介護保険に移行する利用者がいる場合に、居宅介護支援事業所と特定相談支援事業所との連携に努める

3. 職員の研修

- ・県・市・医師会・各団体などが主催する研修に参加し、その内容や新しい情報を全体で共有する
- ・毎週1回のミーティングを行い情報交換や困難事例の検討などを行う
- ・相模原市のケアプラン点検の実施に向けて、ケアプランの内容を再度見直す

4. 苦情対応

利用者様から苦情があった場合、責任者が状況を判断し迅速に誠実な対応する。（苦情報告書の作成と報告）

苦情の再発を防ぎ、サービスの質の向上への契機にする。

5. サービスの質の向上

第三者評価プログラムにより、居宅サービス支援の利用者のニーズを把握し、継続してサービスの質の改善に取り組む

平成30年度 社会福祉法人 幸会 事業計画

通所介護・介護予防通所介護（日常生活支援総合事業）

1. 事業目的

ご利用者様一人一人の意志及び人格を尊重し、ご利用者様の立場に立った、適切な指定通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業（日常生活支援総合事業）を実施します。身体機能の維持向上や、社会的孤立の解消、ご家族様の身体的、精神的負担の軽減を図り、ご利用者様の在宅生活を支援することを目的とします。

2. 運営方針

- 1) ご利用者様個人が有する能力と可能性を尊重する、または引き出せるように、身体面、精神面、社会参加の面から援助を行ない、ご利用者様の在宅生活が、生き生きと張りのある、心豊かな日々になることを目指します。
- 2) 介護予防の観点から、ご利用者様の自立を支援できるよう、可能なことは側面的な支援を行ない、困難なことは過不足なく支援を行ない、身体機能、ADLの維持向上を目指します。
- 3) ご利用者様個人の身体的・精神的な状況、状態に即したサービス提供を行ない、満足いただけるように努めます。また、ご利用者様の喜びが、職員の喜びになれるように、信頼関係の構築を図ります。

3. 通所介護事業・介護予防通所介護事業（日常生活支援総合事業）

- 1) 通所介護計画・介護予防通所介護計画に基づくサービス提供
ケアプランに基づいた計画（通所介護計画書・介護予防通所介護計画書）を作成し、ご利用者様、ご家族様の意向と状況把握に努め、よりよい在宅生活を継続できるように支援します。
- 2) 生活相談
ご利用者様、ご家族様の各種相談に応じ、内容に応じて担当ケアマネージャーと連絡調整を行ないます。
- 3) 機能訓練
身体機能の維持向上を目指し、機能訓練を実施します。
 - ア. 日常生活動作
 - イ. 集団リハビリ（体操、ニギニギ・口腔体操など）
 - ウ. 行事及び各種レクリエーション

4) 入浴サービス

ご利用者様個人の状態、希望に応じ、適切な入浴を提供します。

- ア. 入浴種類（一般浴 リフト浴 シャワー浴）
- イ. 入浴に係るその他の介護（衣類の着脱衣、洗髪、洗身、浴槽内外の移動など）

5) 送迎サービス

ご利用者様個人の心身状態、地理的条件を考慮した送迎車両、送迎ルートを設定します。また、快適に乗車できるように努めます。

- ア. 乗車、降車時の介助、見守り
- イ. 乗車中の状態観察
- ウ. シートベルト及び車椅子固定の確認

6) 食事サービス

ご利用者様個人の状態や嗜好を把握し、食事内容、形態、食事用具の検討を行ないます。栄養面、食事制限などに配慮しながらも、ご利用者様が食事に喜びを感じられるようなサービスを提供します。

- ア. 食事介助（見守り）
- イ. 嘔下状態、食事量の観察
- ウ. 管理栄養士との連携による、食事内容等の検討

7) その他の日常生活上の援助

ご利用者様個人が有する能力・可能性を尊重し、個別性を尊重した自立支援を目指し、サービス提供を行ないます。

- ア. 移動 歩行の介助、見守り。車椅子の介助、操作の見守り。
- イ. 排泄 トイレ動作の見守り、介助。また、お声かけ、誘導。
- ウ. 口腔ケア 口腔ケアの見守り、介助。また、お声かけ、誘導。
- エ. その他必要な身体の介護、見守り。

8) 健康管理

ご利用者様の健康状態を観察、把握し、健康管理及び健康指導に努めます。異常の早期発見と早期対応、緊急時にはご家族様、主治医との連携による、最善の対応に努めます。また、感染症予防の為の適切な対応、対策を図ります。

- ア. バイタル測定
- イ. 体重測定
- ウ. 状態観察
- エ. 服薬管理
- オ. 健康相談
- カ. 感染症予防

9) 活動（レクリエーション等）プログラム

年間活動計画を立て、季節の行事、創作活動、動的活動など、ご利用者様のニーズに合わせた企画、提供を行ないます。また、演芸会などは、ボランティアとの連携を図り、企画、提供を行ないます。

4. その他内容

1) 利用人数（介護予防の方を含む）

定員40名。一日平均30名を目指します。

2) サービス提供時間

5～7時間対応 9：10～15：30（6時間20分）になります。

3) 延長サービス（保険外）、臨時利用について

緊急時など、延長サービスを実施します。17：30までとなります。

諸事情により、他の曜日への臨時利用の受け入れを行ないます。

4) キャンセル料

利用当日の朝にキャンセルとなった場合は、735円のご本人負担を徴収いたします。

5) 職員研修

ケアの質の向上を図るため、研修会を実施します。具体的には、感染症及びその蔓延防止、事故の発生予防とその対応、認知症ケア、緊急時対応になります。

新任の従業員が、現任者と同水準のサービスを提供できることを目的とした研修を行ないます。

平成30年度 ヘルパーステーション幸園 事業計画

1、訪問介護の目的

要介護状態等となった場合において、その利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活全般にわたる援助を他職種との連携をとりながら努める。

今年度も訪問介護は効果のある自立支援について評価を行うこととし、質が高く、自立支援・重度化防止に資するサービスを推進していく。

ア、利用者が培ってきた生活習慣や文化、価値観をもとに利用者の望む生活を実現していくように生活の基盤を整える。

イ、生活の自立性拡大を図る。

ウ、生きることの喜び、意味を見いだし、自己実現を図る。

エ、介護や支援を必要とする前の高齢者が要支援や要介護状態にならない為の介護予防事業を行う。

オ、状態の変化を発見し、他職種へつなぐ。

2、人員、人事

常勤職員 4名（サービス提供責任者 3名）

常勤パート 3名

非常勤職員 13名

常勤又は拘束の時間給の人事配置により、職員4名、フルパート(8時間×5日)3名、パートタイマー10名が勤務、今後も質の確保を保ちつつ訪問介護を維持しパートの増員により稼働率を上げていきたい。

ア、職員について介護福祉の割合が50%以上

イ、サービス提供責任者のすべてが5年以上の経験を有する介護福祉士

3、サービス体制の確保

ア、居宅介護支援事業者をはじめとする他の事業者と連携し、地域からの臨時的、緊急的なニーズに対応できるサービス体制の確保に努める。

日曜～土曜日（7：00～20：00）祝・祭日もサービスを実施する。

イ、3チーム制（サービス提供責任者3名、管理者含む）

新規契約、計画書作成、担当者会議出席、スケジュール作成、ヘルパー研修内容検

討と実施、緊急時対応、モニタリング、訪問介護サービス実施報告書を各ケアマネージャーへ提出 等。

ウ、 人材育成・人員確保・増員をめざし事業拡大を図る。

4、 保険外サービスの開始（ご本人様に関するご依頼のみに限ります）
在宅生活がより自分らしく暮らせるような支援を目指したい。

5、 サービス提供量の見込み（現任ヘルパー在籍での見込み）
利用者 120名 サービス提供時間 2018年12月 1000時間（月）

6、 加算申請について

人事の見直し予定の為保留。

7、 提供サービスの質と技術の向上

- ア、 サービス提供責任者により、利用者の状況の把握・分析し、援助方向性を明確にできる。
- イ、 利用者及び家族の意向を尊重し、訪問介護計画を作成しその計画に沿ってサービスを提供する。
- ウ、 ケース記録等を活用し、ヘルパー一人一人が同じ視点で利用者を把握し援助するよう努める。
- エ、 認知症高齢者に対する理解を深め、サービスに対する信頼感、安心感が得られる援助関係を構築する。
- オ、 医療器具の装着や医療ケアの必要な在宅療養利用者に対して、利用者の状態を適切に判断できる知識と観察力を身に付ける。
- カ、 各団体主催の研修会や内部研修に参加する。
- キ、 スタッフ会議（月1回）・・・サービス提供責任者間の連携・ヘルパー会議の企画
ヘルパー会議（月1回・全員出席）・・・情報交換、ケース検討、勉強会等を実施
ク、 幸園全体の勉強会を年間の計画に盛り込むことにより更に充実をはかる。
ケ、 ヘルパー（訪問介護員）の健康を保護する。
　　健康診断の実施（年1回）
　　感染対策 ・・・感染症対策マニュアルにより、予防を実施する。

8、 苦情・相談対応

利用者からの苦情や相談には 迅速かつ誠意をもって対応する。

9、 評価

人材の質を高め中重度者への対応を行いサービスの質が高くなり、信頼される事業

所を目指す。

10、実習生の受け入れ

社会福祉法人の社会的使命として、将来における福祉人材を育成する。

職員が実習生を通して援助を振り返り、基本を確認する事で自身のレベルアップにつながる。

11、物品購入

- ・バイクの定期点検
- ・自転車の増車（バッテリーの補充）
- ・血圧計
- ・シャワーエプロン、身体介護用エプロンの買い替え
- ・感染症対策（エプロン・マスク）

12、研修 年間予定

4月	記録書の書き方
5月	食中毒の発生の予防及びまん延防止と検討
6月	ヘルパーの心構えとプライバシー、個人情報の保護
7月	認知症について 対応と検討
8月	ヒヤリ・はっと 対策と検討
9月	緊急対応 対応と検討
10月	介護技術
11月	感染症の発生の予防及びまん延防止と検討
12月	今年の反省・新年の抱負
1月	危機管理
2月	接遇、倫理及び法令遵守
3月	災害、事故の発生予防緊急時の対応

13、福祉有償運送

利用者の状態に応じた移動を検討し、常に安全の確認を行う。

運転者は全て介護福祉士である。（運転者3名）

- ・車の装置の充実化
- ・定期的に「安全運転研修」を開き運行の安全確保を図る。
- ・現在の利用者3名

以上

平成 30 年度 デイサービスセンター第二幸園 事業計画

基本方針

幸会の基本理念【尊厳尊重・自立支援・プライバシー保護・自己発達促進】

要支援状態になった利用者がデイサービスを利用することで、要介護状態とならないよう介護予防を第 1 の目的とし、要介護状態となった利用者においては、居宅において可能な限り有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来る事を目的とする。また、必要な日常生活上の援助および機能訓練を行うことにより、心身の機能の維持および利用者の社会的孤立感の解消、そして家族の身体的負担や精神的負担の軽減を図ることを目的とする。そのために、幸園の基本理念を核として職員が一丸となり、当事業所の『質の向上』を追及しながら在宅支援の一環としての通所介護・予防通所介護事業の社会的使命を果たすことを目指す。

＜デイサービスセンター第二幸園の目標＞

- ・利用者個々の心身機能に合ったケアの方法を追求する。
- ・ご本人の立場に立って物事を考え、デイサービスセンター第二幸園を利用するで「楽しく安心な時間」と思っていただける様に職員一同でデイサービスのあり方を日々考える。

○ 具体的サービス内容

- ・ 利用人数…定員 40 名（介護予防も含む）とし、1 日平均利用者 25 人を目指す。
- ・ 利用料…①銀行引き落とし②銀行振り込み③現金払いとし、主方法は①とする。
- ・ サービス提供時間…6 時間以上 7 時間未満（9:20～15:30）で月～金曜日（祝祭日も含む）の週 5 日稼動とする。土・日・年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は休業とする。
- ・ 保険内サービス…送迎・健康チェック・入浴・排泄・整容・食事・日常動作訓練（レクリエーションを含む）・生活相談等を一日の基本プログラムとする。
- ・ 保険外サービス…食材・おやつ 735 円 連絡帳 250 円 ケース 110 円
パッド 50 円 パンツ 150 円
延長サービスは 1 時間 100 円で 2 時間までとする。
行事費は随時、予告をもって徴収する。
- ・ 理容サービス…地域の理容室に出張利用を委託し、サービス利用中に理容サービスを受ける。隔週の火曜日のため、それ以外の曜日の利用者は振り替え利用を受け付ける。また、理容サービスを目的の一つとして、新規利用につなげる。理容サービスを受ける時は、デイサービスの提供のプログラムに支障が無いように行い調節していく。理容サービスに要した時間は通所サービスの提供時間には含まれない。

○ 支援方針

ケアプランに基づき、以下の点に留意してサービス提供内容を実施する。

- ① 送迎…利用者やご家族にとって安心感を持てるよう、デイでの様子を報告・連絡・相談をするようチームワークを展開する。感染症蔓延防止や清涼感向上の意味でも、手洗い・うがいの励行に努める。また、利用者に気持ち良く乗車していただくために整備・車内清掃を適宜行っていく。
- ② 健康チェック…看護師と介護スタッフが共に心身の状態を把握し、安全に安心してプログラムに参加可能となる為に実施する。体調不良者や事故の場合には各職種で連携して、利用者の安全確保・生命維持を優先とする。
- ③ 入浴…安全性を第一に行うが、利用者ができることは自分で行っていただく自立支援や心身のリラックスができるよう留意する。ケアプラン若しくは利用者の ADL によって、大浴槽の集団浴や機械での特別浴に入浴し、気持ち良く快適に利用していくだく。
- ④ 排泄…利用者の ADL に則した支援方法を実施し、プライバシーに充分配慮する。
- ⑤ 整容…利用者の ADL に則した支援方法を実施し、プライバシーに充分配慮する。
- ⑥ 食事…利用者の ADL に則した支援方法を実施し、厨房で作った温かい食事を楽しくゆっくりと美味しく味わって頂ける様な雰囲気づくりを目指す。
- ⑦ 口腔ケア…介護者が支援の必要性があると判断した方やその他希望される方は食後、持参の歯ブラシを使用し利用者の ADL に則した歯磨き、うがいを実施する。
- ⑧ レクリエーション…安全に楽しみながら日常動作訓練に繋がるレクリエーションを展開する。四季を感じられるような内容の集団レクリエーション、複数の中から選択する個別性・自発性を尊重した内容等の目的別レクリエーションを交互に企画。1か月前までに企画し、内容を記したレクレーション予定表を利用者に配布する。予定を変更することもあり。
- ⑨ 生活相談等…利用者や介護者からの日常生活に関わる生活相談や苦情・事故等に誠意をもって対応する。プライバシーに配慮し、報告・記録をしっかりと行う。その都度改善に努める。
- ⑩ その他…職員以外の地域の方との交流の目的とし、ドライバーかけや話し相手等日課に関わる活動を行うボランティア活動者や行事参加団体ボランティアを適時募る。

<季節レク>

4月	お花見外出	5月	端午の節句	6月	オープンカフェ	7月	七夕
8月	夏祭り	9月	敬老会	10月	運動会	12月	クリスマス会
1月	新年会	2月	節分	3月	雛祭り		

<選択レク>

- ・季節の壁掛け作り（有料）・回想法　・音楽レク　・手作業
(ブローチ作り、マスコット作り、エコたわし作り等それぞれ有料)
- ・手を使ったレク（ボーリング・うちわレク・ポケネット等）
- ・足を使ったレク（キックボーリング・キック風船等）
- ・頭を使ったレク（クイズ・ジェスチャー等）
- ・趣味レク（囲碁・将棋・カラオケ・おやつレク等）

<毎月>

- ・誕生日の近い利用日に個々の誕生会を開催する。

○ 会議・研修計画

会議…月1回の月例スタッフ会議として開催。内容は、利用者理解・情報の共有を通して同異職種間の相互理解・連帯意識の向上・業務理解の促進等を目的とする。会議が活性化されることで、明るく思いやりのある職場づくりを目指す。

研修…3ヶ月に1回ペースで勉強会を開催。年間計画を立てて、スタッフ全体でスキルアップを図る。介護・福祉・医療の専門職集団としてのレベル・アップ研修、マンネリ化やパターン化の解消を図る為のサービス内容に対応する研修を検討し、展開を目指す。

○ 設備・備品

利用者に快適に過ごしていただくために必要な時期を見極め、ハード(設備)やソフト(備品等)での充実を図る。また、ボイラー・空調設備・など経年劣化による故障を未然に防ぐため、定期的なメンテナンスを行う。

○業務改善

常に業務に無駄がないように振り返り、業務がスムーズに回るように話し合いをしていく。看護師が1名体制で行えるように介護職が勉強し協力する。

デイサービスセンター第二幸園平成30年度 年間予定表

	行事	交流関係	業務予定	研修会内容	防災計画
4月	お花見外出	ドライヤー ボランティア	昨年度 事業報告書 人事考課	今年の目標 確認	避難経路の 確認
5月	端午の節句レク	ドライヤー ボランティア			避難訓練① 木曜日
6月	オープンカフェ	音楽ボランテ ィア団体	職員一斉 健康診断	感染症①	避難訓練② 金曜日
7月	七夕	ドライヤー ボランティア			避難訓練③ 月曜日
8月	納涼祭(幸会全体) 夏祭り	ドライヤー ボランティア		利用者の抱え る病気	避難訓練④ 火曜日
9月	敬老会	演芸ボランテ ィア団体			避難訓練⑤ 入浴場想定
10月	運動会	ドライヤー ボランティア	事業計画 中間報告	感染症②	避難訓練⑥ 水曜日
11月	外出レク	ドライヤー ボランティア	インフルエンザ 予防注射	認知症の 事例検討	避難訓練⑦ 木曜日
12月	クリスマス会	ドライヤー ボランティア			避難訓練⑧ 金曜日
1月	新年会	ドライヤー ボランティア	利用者アンケー ト実施		避難訓練⑨ 月曜日
2月	節分	ドライヤー ボランティア	新事業計画	事故防止と 再発防止	避難訓練⑩ 火曜日
3月	雑祭り	ドライヤー ボランティア		身体拘束予防 来年度目標	避難訓練⑪ 入浴場想定

※時期については変更の可能性あり。

平成30年度 グループホーム幸園 事業計画

基本方針

1ユニット9名の入所者と職員により家庭に近い環境の下で共同生活を送っていただけます。支援していきます。炊事、洗濯、買い物等、それぞれができるを見つけだし自身が役に立つ存在であることを認識し、日々、穏やかな生活を送れるよう努めています。

(スローガン)

その人らしく穏やかに生活できる環境づくり。

そのためにその人の思いや行動を止めない介護を目指します。

援助目標及び計画

入居者個別のケアプランの作成

ユニットごとの計画作成責任者を中心に一人ひとりの生活歴や身体的、精神状態を把握し、本人及び家族の要望を取り入れた個々のケアプランを作成し生活援助を行う。おおむね3ヶ月ごとの見直しとするが、状態変化が見られる際には、都度見直しを実施し本人、家族の承諾を得ていく。

認知症による身体機能の低下に伴う対応はきめ細かい援助を行っていく。

家族との連携

入居者が家族との強い絆をいつまでも認識し、安定した気持ちで暮らしていくよう家族の協力を得ながら職員もまた家族の一員との認識を持って援助していく。

また、職員は常に家族の意見、要望を聞き密な連絡を取り信頼関係を築いていく。

地域交流とボランティア受け入れ

地域に密着したグループホームを目指すため地域の学校、幼稚園、公民館、自治会等の行事に参加していき馴染みの関係を構築していく。また、固定化してきた傾聴等のボランティアの他にも地域ボランティアの導入を図り、グループホームの理解を深めていただき開かれた施設を目指していく。

運営推進委員会議の開催

地域密着型サービスの質の確保と向上を目的とし、運営推進委員会を年6回開催していく。なお、委員会は自治会長、民生委員、家族、市職員、ユニット職員等の参加を得て近況報告、意見、情報交換を行いより良いサービス提供に努める。

健康管理と緊急時の対応

月1回の体重測定と週1回のバイタルチェックを基本とし、日々体調変化の発見に努める。体調不良時には状態把握のうえ家族に報告し受診等の対応を依頼する。その他服薬管理を行う。又緊急時には救急車要請し必要に応じて同行する。

感染症対策

マニュアルに基づき感染症対応に必要な物品チェックを行う。

職員への周知を図るため年2回の研修会を実施する。

(食中毒、ノロウイルス、インフルエンザ等)

防災対策

各ユニットに防災委員を置き年4回の防災委員会を開催し連携を確認する。

各ユニットの防災委員は、非常時の備品、5日分の食料品の確保、確認を行う。

避難、救出訓練は年2回行ない入所者の安全確保に努める。又、各ユニットでは、月1回の自主訓練を実施し職員、入所者の意識を高め避難誘導を確実なものにする。

職員の研修と研修生の受け入れ

施設内外の職員研修に積極的に参加し、職員の質の向上を図る。

- * 認知症介護実践者研修
- * 新人研修 (移動、移乗技術、接遇、認知症基礎理解)
- * 中堅者研修 (移動、移乗技術、職業倫理の必要性、認知症ケア)
- * 現任研修 (身体拘束、感染症、緊急時対応等)
- * グループホーム部会への参加 (事例検討、精神科医の講義)
- * 小規模社会福祉施設の防火実務研修
- *

研修を受けた職員はユニット会議にて他職員に研修内容を伝えていく。

毎月のユニット会議にて認知症の症状と対応、虐待、拘束、食中毒、インフルエンザ、ノロウイルス、事故防止、緊急時対応、防災等の勉強会を行う。

外部より研修生及び実習生を受け入れることにより、情報交換の機会となり職員の意識向上となる。

自己評価と外部評価

日頃のサービスを項目別に見直すことにより、より質の高いサービスが提供できるよう自己評価、外部評価を年1回実施し、家族アンケートの検証を行い家族の思いを取り込めるよう努める。尚、今年度は緩和措置適用により実施しない。
また、介護サービスの情報公表を行う。

施設内外の環境整備と修繕

施設周りの花の植え替え等の整備を行い、入所者が外に出て楽しめる場所作りをする。
施設内外の点検を行い修繕箇所を確認し修繕に努める。

平成 30 年度 大野南高齢者支援センター 事業計画

I 基本目標

高齢者支援センターは、第 7 期相模原市高齢者保健福祉計画の基本理念「いきいきと充実した生活をおくことができる高齢社会の形成」に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。

また、包括的支援事業の円滑な実施や介護予防・日常生活支援総合事業の推進等により、自立支援、介護予防・重度化防止の取組を推進する。

II 基本方針及び基本施策

高齢者を支える地域包括ケアシステムの構築を基本方針に、次のような基本施策に取り組む。

- ①包括的支援事業の円滑な実施
- ②介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- ③多種職協働による地域包括支援ネットワークの構築
- ④公平・中立性を確保した業務の推進

III 平成 30 年度重点目標

1 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

(1) 多種職協働による地域包括支援のネットワークの構築

ア 医療関係者等とのネットワークの構築及び個別事例の蓄積による地域課題の把握

地域ケア会議、個別事例部会において、地域の医師、薬剤師、理学療法士、栄養士等の医療関係者等との連携を深め、多種職協働による地域のネットワークを構築するほか、個別事例の蓄積により地域課題を把握し、地域ケア会議、地域づくり部会と連携した会議運営を行う。

イ 第 7 期高齢者保健福祉計画の圏域別の活動や取組の方向性を踏まえた、住民主体サービスを含む通いの場の創出や支え合いの体制づくりの推進

第 7 期高齢者保健福祉計画に示した、圏域別の今後の活動や取組の方向性を踏まえ、生活支援コーディネーターとの協働により、地域ケア会議、地域づくり部会において、具体化・実現化するよう推進するとともに、支え合いの体制づくりを推進し、住民主体サービス未実施圏域の解消を目指す。

(2) 認知症の人及びその家族への支援の強化

ア 重症化・困難化させない早期支援の推進

早期対応の遅れから認知症の症状が悪化し、行動・心理症状等が生じてからの事後的な対応とならないために、認知症のアセスメント能力を高め、認知症が疑われる人に対して、重症化・困難化していない段階で、適切な支援を実施する。そのために、研修会で認知症アセスメントや支援の知識を深め、認知症初期集中支援チームの活動で認知症早期対応の経験を積み、通常業務に生かしていく。また、認知症の支援を実施するにあたり、支え手帳を活用し関係機関・関係者と情報共有し連携を図っていく。

イ 認知症に関する知識の普及と理解の促進、地域の見守り活動の支援
認知症についての理解が深まるように、地域住民に広く働きかけを実施する。キャラバン・メイトと連携し認知症サポーターの一層の養成を図るとともに、地域の実情に応じて、認知症カフェなどの活動につなげ、認知症の人及び家族の見守り活動の充実を図る。

2 自立支援、介護予防・重度化防止の推進に向けて

(1) 総合的なアセスメントに基づく個別相談支援の強化

ア 適切な状態像の把握及び総合的なアセスメントに基づく支援の実施

(ア) 本人の対応能力・身体状況・医療・環境等の状態像を適切かつ客観的に把握し、相談者の希望する支援も踏まえながら、総合的にアセスメントを行う。特に、医療と連携し積極的に情報収集や支援を行い、また運動、口腔、栄養等は「地域リハビリ相談」のツール等を活用し、状態像の把握や支援に努めていく。

(イ) 総合的なアセスメントを基にケアプランを作成し、セルフケア、インフォーマルサービス、介護保険サービス（現行相当、基準緩和、住民主体）家族や地域への働きかけ等、専門職として必要な支援と助言を行う。

(ウ) 本人のADLやIADLの維持向上を目指し、社会参加の実現や家族等での役割を担うことができるよう支援する。

イ センター職員の専門性を活かしたチームアプローチの推進と支援における地域のネットワークの活用

センター職員がそれぞれの専門性（保健師：保健医療、社会福祉士、ソーシャルワーカー、主任介護支援専門員：ケアマネジメント）を発揮し、チームとして支援内容を検討し情報共有しながら組織的に支援する。また、支援に当たっては、民生委員や地区社会福祉協議会、ボランティア団体、民間事業者、医療関係者等、地域の各種団体と緊密な連携を維持し地域全体で支える視点を持つ。

ウ （仮称）権利擁護センターや専門家団体との連携の強化

総合相談において常に権利擁護の視点を持ち、平成30年度に創設する（仮称）権利擁護センターや専門家団体等との日頃からの関係づくりや地域住民への権利擁護意識の啓発を通じて、高齢者虐待や消費者被害の防止・早期発見に努め、成年後見制度の利用促進を図る。

(2) 一般介護予防事業の推進

ア 介護予防に資する住民主体の通いの場の創設・育成・支援の実施

相模原市版いきいき百歳体操等の介護予防に資する住民主体の通いの場を創設し、継続的な活動ができるように育成・支援を行う。

イ 介護予防サポーターの積極的な活用による介護予防事業の推進

地域における介護予防の普及啓発活動・地域活動の担い手として、地域の実情に応じた介護予防サポーターを育成・支援し、連携して介護予防事業を行う。

IV 活動内容

センターが行う包括的支援業務は次のとおりとする。

1 総合相談支援

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう にするため、総合的にアセスメントを行い、適切な支援を行う。

- (1) 在宅介護等に関する総合相談
- (2) 要援護高齢者等の実態把握業務及び支援業務
- (3) 保健福祉サービス等の代行申請
- (4) 地域住民グループ支援事業

2 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントについては、総合事業を円滑に推進するため、全ての高齢者を対象 に、総合事業に関するサービス内容の丁寧な説明を行うなど十分に配慮するものとする。

また、ケアプラン作成においては、包括的支援事業に支障が生じないよう介護保険法に基づき必 要な人員を配置し実施する。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業対象者

要支援者及び事業対象者を対象として実施する介護予防ケアマネジメントにおいては、運動、 栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者に対して、本人の状況を踏まえた目標を設定 するとともに、適したサービスを選定し、生活機能の向上の実現に向けて実施する。

(2) 予防給付（指定介護予防支援）対象者

要支援1・2であっても、利用サービスによって介護予防ケアマネジメントの利用となることか ら、要支援認定の状況に捉われることなく、多様なサービスを提案する等、本人の状態像に基づ いた適切な支援を実施する。

また、対象者の心身の状況や利便性などを考慮し、適宜、相模原市地域包括支援センター運営 協議会において決定した委託できる居宅介護支援事業所（介護予防支援従事者研修または平成18 年以降介護予防支援専門員実務研修を受講した介護支援専門員がいる事業所）へ委託する。

なお、居宅介護支援事業所に委託したケアプランについても、自立支援に資するようアセスメ ントが行われ、適切に作成されているかセンター自らが検査検収を行う。

3 一般介護予防事業

全ての高齢者を対象に、住民自身が運営する体操の集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて通いの場が継続的に拡大していくよう支援を実施する。

- (1) 介護予防把握事業
- (2) 介護予防普及啓発事業
- (3) 地域介護予防活動支援事業
- (4) 地域リハビリテーション活動支援事業

4 権利擁護に関する相談支援

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利擁護 の観点から支援を行う必要があると認められる者について、成年後見制度を活用するなど専門 的・継続的な視点を持った対応を図る。

- (1) 権利擁護の観点から支援が必要と判断した場合における適切な支援

- (2) 高齢者虐待への対応
- (3) 権利擁護に関する情報の普及・啓発

5 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するために、医療、福祉関係者などの地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

- (1) 地域の介護支援専門員との連携
 - ア 地域の介護支援専門員のネットワークの活用
 - イ 地域の介護支援専門員に対する支援

6 地域ケア会議の開催

地域ケア会議は、医療・介護等の専門職をはじめ、地域の多様な関係者が適宜協議し、高齢者が住み慣れた地域において生活できるよう地域全体で支援していくことを目的とする。

個別の事例の検討を始点として、地域課題の抽出・検討、必要な資源開発までの一連の流れを円滑に進めていく必要があるため、会議の目的・機能に応じて「個別事例部会」及び「地域づくり部会」を設け、以下の取組みを実施し充実を図るものとする。

(1) 個別事例部会

個別事例の検討については各地区で年3回以上実施し、個別の課題に対する適切な支援を図るために必要な検討を行い、その支援方法を通じて関係者の具体的な連携の推進を図る。

個別事例の検討後は、課題を類型化し、日常の業務やネットワークから把握した地域のニーズと照らし合わせながら、地域の課題を抽出していくこと。

(2) 地域づくり部会

地域課題の検討については各地区で年4回以上実施し、地域の高齢者が自立した日常生活を営むために必要な地域の支援体制に関する検討を行い、その検討を通じて地域の関係者・関係団体との連携の推進を図る。

加えて地域づくり部会では、第2層生活支援コーディネーターを中心に、総合事業に係る必要な地域資源の開発に結び付けるものとする。

また、地域だけでは解決できない課題や市域全体に係る広域的な課題を整理し、地域ケア推進会議へ提案する課題の根拠や事案の方向性等を明確にしておくものとする。

7 多種職協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業をより効果的に実施していくため、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなど様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要であり、こうした連携体制を支える共通的基盤として多種職協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築する。

- (1) 地域における包括的・継続的ケアの推進
- (2) 地域ケア会議の活用
- (3) 地域医療関係者との連携

8 情報提供および啓発

地域住民に対してセンターの役割や活動の周知や情報提供を各センターが創意工夫し積極的に行う。また、保健福祉サービス及び介護保険サービスについて周知するとともに、住民自ら必要なサービス等の選択ができるよう、利用方法等に関する情報提供とその積極的な利用について啓発を行う。

(1) 積極的な情報提供及び啓発活動

(2) 高齢者地域情報誌の作成

(3) 家族介護教室の開催

9 認知症施策の推進

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の関係者と連携し、認知症の知識の普及・啓発、早期に診断及び適切な対応につながる支援等を行う。

(1) 認知症の早期診断・早期対応につながる支援

(2) 関係機関との連携による総合的な支援の実施

(3) 認知症に関する知識の普及と理解の促進

(4) 地域の見守り体制の支援、及び地域資源づくり

10 市が主催する各種事業への協力

地域の高齢者等やその家族で支援を必要とする者が、地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりに資するよう、市が主催する各種事業等への協力を行う。

11 中立性・公平性の確保

センターは、地域における高齢者の保健・福祉・介護の相談窓口としての役割を担う公益的な機関であるとともに、第1号介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業者として担当地区内の介護予防支援業務を一手に実施する機関であり、その運営については、高度な公正・中立性の確保が求められている。

こうしたことから、ケアプラン作成にあたって適切にサービス事業者を選択するとともに、介護保険法（平成9年法律第123号）等の関係法令の他、「相模原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方針に関する基準を定める条例（平成26年相模原市条例第73号）」に定める基準を尊守する必要があるため、公平性・中立性を確保していくものとする。

V 地域包括支援センターの業務推進体制等

1 職員の資質向上及び連携強化

(1) 職員の資質向上

市主催の研修参加により知識や専門性を深めるとともに、運営法人においてもスキルアップのための支援に努める。特に三職種については、その役割を十分に理解し、利用者又は他の職員等に適切な支援・助言が行えるよう、常に専門性を高めておくものとする。

また、各職員が得た知識・技術については、センター内で伝達・共有することにより、センター全体のスキルアップを図るものとする。

(2) センター内の連携強化

チームアプローチの考え方に基づき、三職種の連携はもちろんのこと、センター職員全員の連携体制の強化を図り、地域や家族の特性を踏まえ高齢者に対して包括的に支援する「地域包括ケア」を進める。

(3) 第2層生活支援コーディネーターとの緊密な連携

地域全体で多様な住民主体によるサービスの提供を推進していく必要があるため、生活支援コーディネーターと協力・連携して、一体的に地域づくりを進める。

2 運営管理体制の強化

(1) 苦情等への対応

センターへの苦情等については、速やかにセンター長及び運営法人責任者への報告・連絡・相談を行い、迅速かつ適切に対応できる処理体制を整えるとともに、センター内での情報の共有化を図る。

また、夜間・休日などの緊急の相談については、速やかに連絡が取れるような体制を整えるなど適切に対応する。

(2) 文書等の処理・管理

事務処理にあたって作成した文書等は、適宜、センター長又は運営法人責任者の採決を受けるなどの適切な処理を行う。また、文書等は、業務を適切かつ円滑に処理するため、その所在が常に把握可能な状態にしておくとともに保存年限が経過するまでの間、適正に管理を行う。なお、文書を廃棄する場合においては、個人情報に十分留意し、適正に廃棄を行う。

*各受託法人においては、文書の保存・管理等に関するモデル基準を参考にして、適切に対応する。

(3) 個人情報の保護・管理

センターが知り得た個人情報は守秘義務があることから、その取扱いについては、法令などを尊守するなど適正に対応する。

また、センターが収集している個人情報については、書棚等に施錠して管理するとともに、万一、持ち出す際にあっても紛失・盗難することのないよう適切な方法により取り扱うなど、管理を徹底する。

3 PDCA (PLAN・DO・CHECK・ACTION) サイクルの推進

センターがより充実した機能を果たせるよう、日々の業務の振り返りや定期的な自己評価及び第三者評価の結果などを活用し、継続的な評価・点検を行い、センター自らが積極的な改善などを図るなど、センター運営に関する重層的なPDACサイクルを構築し、質の向上及び効果的な運営等を行う。

平成 30 年度 上鶴間地域包括支援センター 事業計画

I 基本目標

第 7 期相模原市高齢者保健福祉計画の基本理念「いきいきと充実した生活をおくことができる高齢社会の形成」に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。

また、包括的支援事業の円滑な実施や介護予防・日常生活支援総合事業の推進等により、自立支援、介護予防・重度化防止の取組を推進する。

II 基本方針および基本施策

高齢者を支える地域包括ケアシステムの構築を基本方針に、次のような基本施策に取り組む。

- ① 包括的支援事業の円滑な実施
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- ③ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
- ④ 公平・中立性を確保した業務の推進

III 平成 30 年度重点目標

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

(1) 多職種協働による地域包括支援のネットワークの構築

- ・地域ケア会議、個別事例部会において、地域の医師、薬剤師、理学療法士、栄養士等の医療関係者等との連携を深め、多職種協働による地域のネットワークを構築するほか、個別事例の蓄積により地域課題を把握し、地域ケア会議、地域づくり部会と連携した会議運営を行う。
- ・第 7 期高齢者保健福祉計画に示した、『世代間で交流を持ち、年を重ねても外出し続け、いつまでも健康を感じられる上鶴間』を目指す活動や取組を、生活支援コーディネーターとの協働により、地域ケア会議、地域づくり部会等において、具体化・実現化するよう推進する。

(2) 認知症の人及びその家族への支援の強化

- ・重症化・困難化させないように認知症アセスメント能力を高め、認知症初期集中支援チームや支え手帳等も活用し、関係機関・関係者と連携を図り適切な支援を実施する。
- ・キャラバンメイトと連携して、地域で認知症サポーター養成講座、認知症カフェの活動を進めながら、認知症の理解を深めていき、地域の見守り活動の充実を図る。

2. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進に向けて

(1) 総合的なアセスメントに基づく個別相談支援の強化

- ・医療からの情報連携を図りながら、適切な状態像の把握及び総合的なアセスメントを行い、自立を支援する理念に基づき、社会参加の実現や役割を担うことができるよう支援する。
- ・職員がそれぞれの専門性を發揮し、チームとして支援内容を検討し、情報共有しながら支援する。支援にあたっては、地域の関係者とのネットワークを活用し、地域全体で支える視点を持つ。
- ・総合相談において常に権利擁護の視点を持ち、日頃から（仮称）権利擁護センターや専門家団体との関係を築きながら、連携して早期発見・対応を図る。

(2) 一般介護予防事業の推進

- ・いきいき百歳体操を始めとする介護予防に資する住民主体の通いの場を創設、活動が続くよう育成・支援を行う。
- ・地域活動組織の育成・支援と介護予防サポーターの積極的な活用による介護予防普及啓発事業を連携して行う。

IV 活動内容

1. 総合相談支援

(1) 在宅介護等に関する総合相談

- ・地域の高齢者に関する相談を受け、適切なサービスへ繋げる等の支援を積極的に行う。初回相談に関しては、当日中に職員全体へ報告し、包括全体としての関わり方を検討する。
- ・介護と育児や障害を持つ世帯等、多様かつ複合的な課題の解消に向け、各関係機関等との連携を深める。

(2) 要援護高齢者等の実態把握業務および支援業務

- ・民生委員や自治会等、地域のネットワークを活用し、要援護高齢者等の把握に努め

るとともに、必要な支援を行う。

(3) 保健福祉サービス等の申請代行

- ・本人や家族の状況に合わせて、総合的なアセスメントを行い、支援に必要なサービスを適切に紹介、申請代行する。
- ・広く住民に情報を伝え、民生委員や自治会から情報収集を行い、自ら声をあげていないが支援の必要な人を把握し、サービスの必要性を伝え、申請代行する。

(4) 地域住民グループ支援事業

- ・高齢者の健康づくりや社会的孤立を防ぐ活動を行っている地域住民グループの支援を行う。介護予防や認知症などの日々の生活支援となる情報を提供し、地域グループの活動が円滑に続けられるように支援する。

2. 介護予防ケアマネジメント

(1) 介護予防・生活支援サービス事業対象者

- ・要支援者及び事業対象者を対象に行う介護予防ケアマネジメントでは、運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者に対して、利用者の状況を踏まえた目標を設定のうえ、適したサービスを選定し、生活機能向上に向けて行う。
- ・①対象者の把握、面接、②アセスメント、③個別サービス計画の作成、④介護予防ケアマネジメントの実施、⑤モニタリング、⑥再アセスメントと、結果に基づく適正サービスの紹介、の流れで行う。

(2) 予防給付対象者

- ・要支援者であっても利用サービスによっては介護予防ケアマネジメントの利用となる場合がある。要支援認定の状況に捉われることなく、多様なサービスの説明や提案を適正に行い、本人の状態像に基づいた適切な支援を実施する。
- ・対象者の心身の状況や利便性を考慮し、適宜居宅介護支援事業所に委託するが、その際も自立支援に資するアセスメント、ケアプランの作成がされているかどうかセンターにてチェックを行う。

3. 一般介護予防事業

(1) 介護予防把握事業

- ・民生委員の集まりや自治会を始め地域のサロン等に積極的に出向き、交流を図り連携を深め、対象者の把握に努める。
- ・支援センター主催の教室や支援センターでのサロン参加者の状態および参加者からの情報等にも注意を払い、常時対象者の把握に努める。

(2) 介護予防普及啓発事業

- ・地域の関係者や介護予防サポーターと連携し、地域介護予防事業を実施する。事業の実施にあたっては、参加者が事業終了後も継続的に介護予防に取り組むことができるような視点を持ち、事業を推進する。

(3) 地域介護予防活動支援事業

- ・介護予防サポーターを介護予防の担い手となるよう育成・支援する。また、地域における通いの場を把握し、継続的に介護予防の活動が行われるよう支援する。

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業

- ・相模原市版いきいき百歳体操を、身近な地域で開催できるよう、関係団体等に対して普及・啓発活動を行う。また、地域リハビリ相談事業を積極的に活用する。

4. 権利擁護に関する相談支援

(1) 権利擁護の観点から支援が必要と判断した場合における適切な支援

- ・個人の尊厳や意思を十分に尊重した上でアセスメントを行い、対象者の心身の状況や生活環境等の実態把握に努め、的確な情報提供を行う。
- ・対象者がよりよい生活の維持と向上が図れるよう、アセスメントの際には総合的な視点に立ち、認知症の状況や虐待の有無、消費者被害を受ける可能性などの的確な判断を行い、権利擁護の観点から支援が必要と認められる者については、成年後見制度を活用するなど専門的・継続的な視点を持って対応する。

(2) 高齢者虐待への対応

- ・地域における高齢者虐待相談窓口として、民生委員や自治会および地域住民、介護支援専門員を始めとした介護事業者や医療機関等との連携を密にし、幅広く情報を得て早期発見に努める。
- ・南高齢者相談課および関係機関と連携し、情報収集・アセスメントを行い、個々の事例に応じた方針を定めて対応し、モニタリングを行う。

(3) 権利擁護に関する情報の普及・啓発

- ・地域住民の通いの場や自治会会合等に出向き、情報提供や資料を配布し、成年後見制度や高齢者虐待の未然防止・早期発見を促進する。また普及・啓発を行うにあたっては、必要に応じて成年後見制度に関係ある専門家団体等と連携、効果的に実施する。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援

(1) 地域の介護支援専門員との連携

- ・ 介護支援専門員の日常業務が円滑にできるよう、地域ケア会議個別事例部会や包括・ケアマネ交流会を活用し、互いに相談し合える関係づくりやスキルアップを図る。特に包括・ケアマネ交流会では、地域におけるネットワークを更に深めるために、医療職と介護職が情報交換する時間を設け、連携強化を図る。
- ・ 地域の介護支援専門員とは、定期的に連絡を取り合い、些細なことでも相談できる環境をつくる。支援困難ケースについては、必要に応じて同行訪問、検討会議等を開催し、関係機関と連携してケースについての情報共有・支援を行う。また、ケアプラン作成に対する助言等、支援する。

6. 地域ケア会議の開催

(1) 個別事例部会

- ・ 住み慣れた地域でその人らしく生活できるように、多職種や地域の関係者・関係団体が多角的視点から検討し、支援方法を通じて具体的な連携の推進を図る。事例の積み上げから地域課題を確認、抽出する。

(2) 地域づくり部会

- ・ まちづくり会議の専門部会として開催し、上鶴間圏域においては、第7期保健福祉計画に示した『世代間で交流を持ち、年を重ねても外出し続け、いつまでも健康を感じられる上鶴間』を地域づくりの目標に取り組む。具体的には、生活支援コーディネーターと連携して、①歩いていける『集いの場』を増やす、②世代間交流できる機会を増やす、③若い世代と交流を図りながらボランティア等の担い手を増やす、ことに取り組んでいく。

7. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

(1) 地域における包括的・継続的ケアの推進

- ・ 地域全体で高齢者を支えていく体制づくりを進めるため、自治会、老人会、ボランティア等の地域の団体や地域の福祉関係者や市の関係機関とのネットワーク構築・強化に努める。

(2) 地域ケア会議の活用

- ・ 地域ケア会議の場を積極的に活用し、顔の見える関係づくりに努め、地域のネットワークを構築する。

(3) 地域医療関係者との連携

- ・ 「あんしんリンク」を活用し、地域医療関係者との連携強化を図るとともに、地域ケ

アサポート医とも協力体制を築いていく。

8. 情報提供および啓発

(1) 積極的な情報提供及び啓発活動

- ・ 高齢者支援センターの活動内容および地域ケア会議の周知のために、上鶴間地区の自治会や老人会、サロン等へ、高齢者に関することや地域のこと、保健・福祉・介護に関するなどを積極的に情報提供する。
- ・ 上鶴間公民館まつり、ふるさとまつり、会議等、地域の行事に参加して、情報提供や周知活動を行う。
- ・ 支援センター独自の季刊情報誌「上鶴間通信」を発行・配布する。配布については、自治会に依頼し各家庭への回覧や掲示板への掲示、集合住宅掲示板にて掲示を依頼するほか、公民館や施設、病院等にも設置依頼し、認知度を高める。

(2) 高齢者地域情報誌の作成

- ・ 市の仕様に基づき、地域住民・関係者の意向を反映、高齢者に必要とされる情報を網羅し、見やすい情報誌とする。

(3) 家族介護教室の開催

- ・ 介護者的心身の健康づくりや介護者相互の交流および仲間づくりを通じて、高齢者を介護している家族等が孤立することなく、いきいきと生活できるように支援するため、家族介護教室や介護者交流会などを年3回以上開催する。

9. 認知症施策の推進

(1) 認知症の早期診断・早期対応につながる支援

- ・ 民生委員や地域住民との連携を図りながら、認知症者の早期の把握に努める。また認知症やその疑いがある人に対して、初期集中支援事業を活用するなど早期・事前的な対応を行い、適切な医療や介護に繋げていく。

(2) 関係機関との連携による総合的な支援の実施

- ・「支え手帳」を活用し、関係機関との連携を図っていく。

(3) 認知症に関する正しい知識の普及・啓発と予防

- ・『認知症サポーター養成講座』の対象者を、児童や学生まで幅広く開催し、認知症の人を含む高齢者への理解を深めてもらうとともに、若い世代と交流を図りながら、ボランティア等の担い手を増やしていく。

(4) 地域の見守り体制の支援、及び地域資源づくり

- ・キャラバンメイトと連携し、認知症サポーターを養成、地域での見守り体制を充実

するとともに、認知症カフェの立ち上げ支援など、地域資源づくりを推進する。

1.0. 市が主催する各種事業への協力

- ・ 地域の高齢者等やその家族で支援を必要とする者が、地域で安心して暮らすために必要な支援を行うため、市が主催する各種事業等への協力をを行う。

1.1. 公正性・中立性の確保

- ・ 支援センターは地域における公益的な機関として、特定の事業者に偏ることなく、公正性・中立性を確保する。

V 地域包括支援センターの業務推進体制等

1. 職員の資質向上および連携強化

- ・ 事務所内で適宜ケースカンファレンスを行い、常時職員間で情報を共有し、支援センターとしての対応の意識統一を図る。また、職員は経験及び専門性に応じた研修に参加し、知識や専門性を深め自己研鑽を重ねスキルアップに努める。
- ・ 生活支援コーディネーターと協力・連携して一体的に地域づくりを進める。

2. 運営管理体制の強化

- ・ 苦情は速やかに管理者および運営法人責任者へ報告・連絡・相談し、迅速に対応できる体制を整える。また、職員間で情報の共有化をはかり再発防止に努める。
- ・ 文書等の処理・管理に関して、決裁を受けるなど必要な処理を行い、個人情報に十分配慮し、適正な管理や廃棄を徹底する。

3. PDCA サイクルの推進

- ・ 職員全員がPDCAサイクルの重要性を理解し、質の向上および効果的な運営を目指す。

平成30年度 事業計画

特別養護老人ホーム 大野台幸園

所在地 相模原市南区大野台3-14-11
利用定員 ユニット型介護老人福祉施設 120名

事業開始年月日 平成25年4月1日

1 基本方針

法人の基本理念を基に、家（ホーム）での暮らしが『尊厳』ある暮らしであり、サービスを受ける方の立場に立って「安全、快適、思いやり」ある施設を目指します。

また、合意されたケアプランに沿って、その人の有する能力を引き出し、一人ひとりがその人らしく、笑顔で明るくゆったりとした日常生活が営めるよう、「ユニットケア」による運営に取り組みます。

「自分らしい生活」の実現

入居者一人ひとりの人権と生活を尊重した個別ケアを行います。

「心の通う支援」

ご家族の協力も得ながら、安心して生涯を過ごしていただくための環境を整えます。

2 今年度の重要事項

平成30年度の介護保険改定において、一人ひとりの状態に応じ、適切なサービスが受けられるよう質の高いサービス、効率的な介護の提供体制整備の推進を、掲げた内容となっている。自立支援、重度化に対する対応、日常のケアについて等、評価を求められるものとなっている。

(1) 職員の支援能力、資質向上

介護サービスの多様化に伴い、安定した質の高いサービスの供給が求められています。介護・看護・医療・福祉等の専門的な知識・技術をもって、利用する側の立場で、サービス提供します。

入職時研修、施設内定期研修会の充実を図ると共に、外部研修へ積極的に参加します。また、人事考課制度による人材育成を行い、職員一人ひとりの課題解決に向けて取り組

んでいきます。

（2）地域社会との連携

制度が変化していく中、地域包括ケアの一連の仕組みにおいて、社会福祉施設は重要な役目を持つ事になります。相談活動、医療、福祉をはじめ地域住民、自治体、関係団体等との連携を深め、地域住民としての一役を担い積極的に活動していきます。

3 支援方針

- (1) 安らげる家庭的な環境を作り、入居者の笑顔を引き出すケアを行います。
- (2) 一人ひとりの入居者に寄り添い、要望に沿ったサービス（自立支援）が提供できるように努めます。
- (3) 職員研修の充実を図り、技術・ケアの質の向上を図り、職員一人ひとりスキルアップを目指します。

4 生活相談員

- ・入退居に関わる業務を遅滞なく円滑に行います。
- ・ご家族との信頼関係の構築と情報提供を行います。
- ・苦情や相談に対して円満に解決できるよう対応します。
- ・施設を地域に開放、及び地域行事に参加していくことで、地域との繋がりを図ります。
- ・地域の小学校児童と入居者との交流会が円滑に行われるよう支援します。
- ・ボランティアの受け入れを行います。
- ・介護相談員の受け入れと情報提供を行います。
- ・毎月1回「大野台さいわいえん便り」を発行します。

5 ケアマネージャー

- ・ケアプランに基づいて原則3か月ごとに計画を見直し更新を行い、サービス担当者会議を入居者および家族参加の基で開催します。
- ・担当職と連携をとりながらアセスメントに基づいた利用者の個別性をケアプランに反映していきます。その上で介護の目的を明確にし、自立支援に向けたサービスを提供すると同時にリスクマネジメントの視点から十分説明し、必要に応じて家族の協力を得て行くこととします。
- ・事故報告からの分析を行い、客観的な分析をもとに事故防止対策の検討と対策協会に役立てます。

6 機能訓練

入居者情報を他職種と共有し、入居者一人ひとりの身体状況の評価と、これに基づいた個

別のプログラム作成と機能維持、改善のための個別対応を行います。

7 医務課

入居者一人ひとりの健康状態を把握し、個々の健康を管理します。

把握した健康に関する情報を記録にし、他職種と入居者の健康情報を共有します。

他職種の協力を得ながら疾病の早期発見に努め、医療との連携を図ります。

嘱託医師の協力の下に慢性疾患の悪化予防と適宜保健指導に努めます。

通入院については、嘱託医師の指導、助言の下に協力病院と連携し適切に対応します。

8 栄養課

「栄養ケアマネジメント」に基づく栄養管理の充実を図り、栄養ケア計画書の作成管理を行います。

嚥下障害により、食事摂取困難な入居者の食事に工夫を凝らし、バランスのとれた食事を提供します。

入居者の食生活に変化を持たせるものとして、四季折々の行事食を、提供します。

9 介護課 支援目標

(1) 入居者と職員が共に笑顔で暮らす、安らげる家庭的なユニット作りを行います。

(2) 認知症ケアの充実を図ります。

見る・話す・行動を引き出す、寝たきりにしない介護を行います。

(3) 24時間シートに基づいたケアの構築を行います。

ユニットケアの理念「暮らしの継続」を念頭に、入居者にとっての大切な暮らし、入居者目線の自立支援を行います

24時間シートを活用し、ケアの統一を行います。

① 食事

栄養プランに基づき、管理栄養士と連携して入居者の身体状況に適した、食事環境や食事形態、及び介助方法を検討します。

② 排泄

可能な限りトイレでの排泄を促し、個々のアセスメントに基づき、自立支援につなげて行きます。また、オムツの特性を理解しケアの質の向上に努めます。

③ 入浴

個々の身体状況に合わせた入浴方法で、ゆっくり落ち着いた雰囲気の中で入浴を楽しんで頂けるように援助します。

(4) 事故防止

事故の予見と回避をアセスメントした上で事故防止に努めます。事故が発生した場合、ご家族等に速やかに報告し、トラブルにつながらないよう注意します。

(5) 感染症予防

感染症の特徴を理解し、感染症マニュアルに従って実践に当たります。

(6) 身体拘束廃止

リスクマネージメントの観点から、サービス担当者会議等でモニタリングを行い廃止に向けた取り組みを行います。

(7) ユニット毎の支援方針

さくら	情報共有の出来るチームを目指す
ふじ	①入居者一人ひとりの生活歴や希望を理解して、自立支援に基づいて個別ケアを行う。 ②清潔で生き生きとした生活が出来る環境を提供する。
うめ	入居者様に笑顔で接し、コミュニケーションを多くとる。
もも	広い視野を持ち偏りのない介護を目指す
すいせん	入居者様が穏やかに暮らせるよう、本人やそのご家の気持ちに寄り添いケアをしていく 職員同士が気持ちよく仕事が出来るよう、声を掛けあい、協力し合えるユニットを目指す
しょうぶ	笑顔で安らげる家庭的なユニット作りと入居者様が自立した生活が送れるよう支援しよう
すずらん	笑顔で暮らす安らげる家庭的なユニット作り 職員間のコミュニケーションを充実させ統一したケアを行う
あじさい	入居者の笑顔を引き出せるよう、職員同士協力し合いケアをしよう。
ぽたん	①入居者一人ひとりの『その人らしさ』を尊重し、笑顔が多くみられる温かな雰囲気のユニットづくりを行う ②入居者の健康管理を強化する
さざんか	一人ひとりの意思を尊重し、日々を楽しく過ごせるよう支援していく。
らん	整理・整頓 入居者様が穏やかに暖かみのある生活を感じるユニット作り
だりあ	入居者様の笑顔を増やす

(8) 行事、レクリエーション

日々の生活にゆとりと潤い、四季を感じながらの生活が実現できるように行事やレクリエーションを企画していきます。

入居者が主体的に参加し、入居者同士のふれあいが深められるように、様々な工夫をこらして実施していきます。

内容	実施日	目的
ドックセラピー 『凜』ちゃんと遊ぼう	毎月1回	普段触る事ができない犬を触る事で、笑顔と話が生まれ「また触りたい」と言う楽しみとが持てる。ふわふわの毛並と温かなぬくもり、言葉が不自由でも答えてくれる存在であり、小さくても頑張って生きている生き物に触れることで、穏やかな気持ちになれる。
おはよう体操	平日 9:00~10:00	身体を動かし、声を出すことで生活のリズムが整う。他のユニットの入居者との交流の場になり、人間関係が広がる
リトミック 二胡と歌の会	毎月1回	唄を歌い、体を動かすことで、口腔機能の改善や脳トレも期待できる
カラオケ	毎月1回 第2(木) 10:00~11:00	カラオケを通じて、交流の場を作る。 入居者のストレス解消。
生きがい農園	不定期	野菜や草花の成長を見守ることで、季節や自然を実感できる。花の開花や作物の実りが楽しみになり生活に目標が持てる。
大野台幸園祭り	年1回 9月	入居者、家族、地域のふれあいの場として施設全体行事として実施する。

このほかにも、ユニット毎に、お花見、外食等の外出や、誕生会等の行事を実施します。

10 会議

日々の支援と、入居者・職員間、職員相互の人間関係さらに各職種の業務を円滑に、また合理的な施設の管理・運営を進めるために意見交換や検討を行い、職員の意思を反映させながら良い施設づくりを進めます。

名称	開催予定日時	目的・内容・	出席職種
運営会議	毎月第3(火)	課題、調整及び報告	施設長

入退居検討委員会 苦情・相談対応委員会 安全衛生委員会 褥瘡予防委員会	10：00～11：30	事項について、情報交換を行い解決についての決定を行う	副施設長 介護主任 生活相談員 ケアマネージャー 看護師 栄養士
リーダー全体会議	毎月第4（火） 16：00～17：00	介護業務全体の動向を把握し、サービス等に関する課題について、検討・解決を図る	施設長 副施設長 介護主任 フロアリーダー ^{ユニットリーダー}
ユニット会議	毎月1回	入居者の個別支援サービス等に関する課題を検討、解決を図る	ケアワーカー 介護主任
サービス担当者会議	毎月第2（火） 14：00～	ケアプランの実践と評価、担当者間の調整を行い、入居者の自立の促進と生活の向上に向けた検討を行う	ケアマネージャー 生活相談員 介護主任 担当ケアワーカー 看護師 栄養士 理学療法士
職員研修係	毎月職員研修会 18：00～19：00	職員研修会の準備、進行、研修報告書のとりまとめ	生活相談員 副施設長
教育係	毎月第2（金） 16：00～17：00	職員教育に関する検討	介護主任 フロアリーダー ^{副施設長}
祭り実行委員会	5月～9月 毎月第1（木）16：00～17：00	さいわいえん祭りの企画立案、実行と反省	ユニット、各部署から1名 施設長 副施設長
親睦会役員	毎月第2（水） 17：45～18：45	親睦会の企画、慶弔の取次ぎ	事務職員 ケアワーカー

1.1 委員会

入居者の人権尊重を推進するとともに、生活全般（食事、排泄、入浴、健康管理等）について、それぞれ調査・検討及び実践する機関として次の各種委員会等を設置します。

委員会名称	開催予定日時	目的・内容	出席職種
入退居検討委員会	毎月第3（火） 10：00～11：30	入退居指針に基づいて、入退去判定を行う	施設長 副施設長 生活相談員 ケアマネージャー介護主任 看護師 栄養士
苦情・相談対応委員会	毎月第3（火） 10：00～11：30	苦情・相談の申し出に対して、内容の検証や確認を行い、日常業務へのフィードバックを図る	施設長 副施設長 生活相談員 ケアマネージャー介護主任 看護師 栄養士
安全衛生委員会	毎月第3（火） 10：00～11：30	職員の労働衛生健康管理全般に関する、報告・連絡調整を行う	施設長 副施設長 生活相談員 ケアマネージャー介護主任 看護師 栄養士
褥瘡予防委員会 排泄ケア検討委員会	毎月第3（火） 10：00～11：30	褥瘡対策に関する検討・伝達・報告等	施設長 副施設長 生活相談員 ケアマネージャー介護職 看護師 栄養士
感染症食中毒予防対策委員会	4.5.9.10.1月 第2（木） 16：00～17：00	感染症の予防とまん延拡大防止を第一として、日常的な管理や外部に対する働きかけを行う 情報収集とその周知を行う	施設長 副施設長 ケアワーカー 生活相談員 ケアマネージャー 看護師 栄養士

事故防止検討委員会	5. 6. 8. 11. 12. 2月 第3（水） 16：00～17：00	事故に関する集計を行い、課題の検討、再発防止のための研修会を企画する	施設長 副施設長 ケアワーカー 生活相談員 ケアマネージャー 看護師 栄養士
身体拘束・虐待防止委員会	4. 6. 7. 10. 1月 第2（月） 16：00～17：00	入居者の安全と人権保護の観点から身体拘束・虐待防止との適切な対応の推進	施設長 副施設長 ケアワーカー 生活相談員 ケアマネージャー 看護師 栄養士
防災対策委員会	5. 6. 9. 10. 2. 3月 第3（木） 16：00～17：00	防災全般に関する検討・伝達・報告・連絡調整、避難訓練の実施・反省	施設長 副施設長 ケアワーカー 生活相談員 ケアマネージャー 看護師 栄養士

12 職員研修

相模原市、また相模原市高齢者施設協議会主催の研修会を中心とした外部研修への参加、並びに施設内の各種研修会を実施します。

施設内研修会

	研修会内容	講師又は担当
4月	平成30年度 施設経営方針について 辞令交付	施設長
5月	感染症予防研修（食中毒）	相模原保健所
6月	事故防止研修（平成29年度の報告）	事故防止検討委員会
7月	身体拘束・虐待防止研修	身体拘束・虐待防止委員会
8月	感染症予防研修（吐物処理）	感染症・食中毒予防対策委員会
9月	AED操作研修	大沼分署消防隊
10月	感染症予防研修（ノロウイルス便処理）	ユニチャーム（株）
11月	感染症研修（インフルエンザ）	医務課
12月	事故防止研修（平成30年上半期報告）	事故防止検討委員会

1月	急変時の対応・体位変換	医務課
2月	口腔ケア	相模原保健所
3月	認知症研修	教育係

1.3 職員の健康管理

職員定期健康診断を実施します。
インフルエンザ予防接種を行います

1.4 実習生の受入

実習生を積極的に受け入れ、福祉人材の育成に努めます。

1.5 防災

入居者が日々安心して快適で安全に暮らせるよう防災対策を行います。また、消防署の協力のもと、安全かつ迅速に災害に対処出来るよう避難・通報訓練を年3回実施し、入居者の安全及び被害の防止に努めます。

1.6 地域連携

- (1) 地域の自治会と連携し、地域福祉避難所としての役割を担います。
- (2) 地域包括ケア推進課介護予防事業「いきいき100歳体操」、毎週水曜日10時から地域の方に活動の場を提供します。

平成30年度 事業計画

ショートステイ 大野台幸園

所在地 相模原市南区大野台 3-14-11

利用定員 短期入所生活介護 20名

事業開始年月日 平成25年4月1日

1 基本方針

法人の基本理念を基に、家（ホーム）での暮らしが『尊厳』ある暮らしであり、サービスを受ける方の立場に立って「安全、快適、思いやり」ある施設を目指します。また、合意されたケアプランに沿って、その人の有する能力を引き出し、一人ひとりがその人らしく、笑顔で明るくゆったりとした日常生活を営めるよう、「ユニットケア」による運営に取り組みます。

2 今年度の重要事項

平成30年度の介護保険改定において、地域包括ケアシステム推進計画の中で重度化予防、認知症対応、自立支援（褥瘡予防排泄の自律）等、評価を求められるものとなっている。

（1）職員の支援能力、資質向上

介護サービスの多様化に伴い、安定した質の高いサービスの供給が求められています。介護・看護・医療・福祉等の専門的な知識・技術をもって、利用する側の立場で、サービス提供することが求められています。

入職時研修、施設内定期研修会の充実を図ると共に、外部研修へ積極的に参加します。また、人事考課制度による人材育成を行い、職員一人ひとりの課題解決に向けて取り組んでいきます。

（2）地域社会との連携

制度が変化していく中、地域包括ケアの一連の仕組みにおいて、社会福祉施設は重要な役目を持つ事になります。相談活動、医療、福祉をはじめ地域住民、自治体、関係団体等との連携を深め、自治会、学校等地域社会と共に働いて、地域住民としての一役を担い

積極的に活動していきます。

3 支援方針

- (1) ご自宅等での生活リズムを基本とし、そのリズムを壊さないような支援をします。
- (2) 入居者と職員が共に笑顔で暮らす、安らげる家庭的なユニット作りを行います。

4 生活相談員

- ・入退居に関わる業務を遅滞なく円滑に行う。
- ・ご家族との信頼関係の構築と情報提供を行う。
- ・苦情・相談等に対して円満に解決できるように対応します。

5 ケアマネージャー

- ・ケアプランに基づいて、個別計画を作成、6か月ごとに見直しを行います。
- ・担当職と連携をとりながらアセスメントに基づいた利用者の個別性をケアプランに反映していきます。その上で介護の目的を明確にし、自立支援に向けたサービスを提供すると同時にリスクマネジメントの視点から十分説明し、必要に応じて家族の協力を得て行くこととします。
- ・事故報告からの分析を行い、客観的な分析をもとに事故防止対策の検討と対策協会に役立てます。

6 医務課

入居者一人ひとりの健康状態を把握し、個々の健康を管理します。

把握した健康に関する情報を記録にし、他職種と入居者の健康情報を共有します。

他職種の協力を得ながら疾病の早期発見に努め、医療との連携を図ります。

嘱託医師の協力の下に慢性疾患の悪化予防と適宜保健指導に努めます。

通入院については、嘱託医師の指導、助言の下に協力病院と連携し適切に対応します。

7 栄養課

「栄養ケアマネジメント」に基づく栄養管理の充実を図ります。

嚥下障害により、食事摂取困難な入居者の食事に工夫を凝らし、バランスのとれた食事を提供します。

入居者の食生活に変化を持たせるものとして、四季折々の行事食を、提供します。

8 事故防止

事故の予見と回避をアセスメントした上で事故防止に努めます。事故が発生した場合、

ご家族等に速やかに報告し、トラブルにつながらないよう注意します。

9 感染症予防

感染症の特徴を理解し、感染症マニュアルに従って実践に当たります。

10 身体拘束廃止

リスクマネジメントの観点から、サービス担当者会議等でモニタリングを行い廃止に向けた取り組みを行います。

11 行事、レクリエーション

日々の生活にゆとりと潤い、四季を感じながらの生活が実現できるように行事やレクリエーションを企画していきます。

12 会議（特養と合同）

日々の支援と、入居者・職員間、職員相互の人間関係さらに各職種の業務を円滑に、また合理的な施設の管理・運営を進めるために意見交換や検討を行い、職員の意思を反映させながら良い施設づくりを進めます。

名称	開催予定日時	目的・内容・	出席職種
運営会議	毎月第3（火） 10：00～11：30	課題、調整及び報告 事項について、情報 交換を行い解決につ いての決定を行う	施設長 副施設長 生活相談員 ケアマネージャー介 護主任 看護師 栄養士
リーダー全体会議	毎月第4（火） 16：00～17：00	介護業務全体の動向 を把握し、サービス 等に関する課題につ いて、検討・解決を 図る	施設長 副施設長 介護主任 フロアリーダー ユニットリーダー
ユニット会議	毎月1回	入居者の個別支援サ ービス等に関する課 題を検討、解決を図 る	ユニットリーダー ケアワーカー
職員研修会	毎月職員研修会 18：00～19：00	職員研修会の準備、 進行、研修報告書の	生活相談員 副施設長

		とりまとめ	
教育係	毎月第2（金） 16：00～17：00	職員教育に関する検討	介護主任 フロアリーダー 副施設長
祭り実行委員会	5月～9月 毎月第1（木）16：00～17：00	さいわいえん祭りの企画立案、実行と反省	ユニット、各部署から1名 施設長 副施設長 介護主任
親睦会役員	毎月第2（水） 17：45～18：45	親睦会の企画、慶弔の取次ぎ	事務職員 ケアワーカー

1.3 委員会（特養と合同）

入居者の人権尊重を推進するとともに、生活全般（食事、排泄、入浴、健康管理等）について、それぞれ調査・検討及び実践する機関として次の各種委員会等を設置する。

委員会名称	開催予定日時	目的・内容	出席職種
苦情・相談対応委員会	毎月第3（火） 10：00～11：30	苦情・相談の申し出に対して、内容の検証や確認を行い、日常業務へのフィードバックを図る	施設長 副施設長 生活相談員 ケアマネージャー介護主任 看護師 栄養士
安全衛生委員会	毎月第3（火） 10：00～11：30	職員の労働衛生健康管理全般に関する、報告・連絡調整を行う	施設長 副施設長 生活相談員 ケアマネージャー介護主任 看護師 栄養士
褥瘡予防委員会 排泄ケア検討委員会	毎月第3（火） 10：00～11：30	褥瘡対策に関する検討・伝達・報告等	施設長 副施設長 生活相談員 ケアマネージャー介護主任 看護師 栄養士
感染症食中毒予防対策	4.5.9.10.1月	感染症の予防とまん	施設長

委員会	第2（木） 16：00～17：00	延拡大防止を第一として、日常的な管理や外部に対する働きかけを行う 情報収集とその周知を行う	副施設長 ケアワーカー 生活相談員 ケアマネージャー 看護師 栄養士
事故防止検討委員会	5.6.8.11.12.2月 第3（水） 16：00～17：00	事故に関する集計を行い、課題の検討、再発防止のための研修会を企画する	施設長 副施設長 ケアワーカー 生活相談員 ケアマネージャー 看護師 栄養士
身体拘束・虐待防止委員会	4.6.7.10.1月 第2（月） 16：00～17：00	入居者の安全と人権保護の観点から身体拘束・虐待防止との適切な対応の推進	施設長 副施設長 ケアワーカー 生活相談員 ケアマネージャー 看護師 栄養士
防災対策委員会	5.6.9.10.2.3月 第3（木） 16：00～17：00	防災全般に関する検討・伝達・報告・連絡調整、避難訓練の実施・反省	施設長 副施設長 ケアワーカー 生活相談員 ケアマネージャー 看護師 栄養士

1.4 職員研修（特養と合同）

相模原市、また相模原市高齢者施設協議会主催の研修会を中心とした外部研修への参加、並びに施設内の各種研修会を実施します。

<施設内研修会>

	研修会内容	講師又は担当
4月	平成30年度 施設経営方針について 辞令交付	施設長
5月	感染症予防研修（食中毒）	相模原保健所
6月	事故防止研修（平成29年度の報告）	事故防止検討委員会
7月	身体拘束・虐待防止研修	身体拘束・虐待防止委員会

8月	感染症予防研修（吐物処理）	感染症・食中毒予防対策委員会
9月	AED操作研修	大沼分署消防隊
10月	感染症予防研修（ノロウイルス便処理）	ユニチャーム（株）
11月	感染症研修（インフルエンザ）	医務課
12月	事故防止研修（平成30年上半期報告）	事故防止検討委員会
1月	急変時の対応・体位変換	医務課
2月	口腔ケア	相模原保健所
3月	認知症研修	教育係

15 職員の健康管理

職員定期健康診断を実施します。
インフルエンザ予防接種を行います

16 実習生の受入

実習生を積極的に受け入れ、福祉人材の育成に努めます。

17 防災

入居者が日々安心して快適で安全に暮らせるよう防災対策を行います。また、消防署の協力のもと、安全かつ迅速に災害に対処出来るよう避難・通報訓練を年3回実施し、入居者の安全及び被害の防止に努めます。

18 地域連携

(1) 地域の自治会と連携し、地域福祉避難所としての役割を担います。

平成30年度事業計画

居宅介護支援センター大野台幸園

1. 基本方針

利用者に「介護保険」のしくみをわかりやすく説明し、必要なサービスを安心して利用して頂けるように取り組んでいきます。

利用者や介護者との信頼関係を第一に考え、利用者自身が望む生き方が実現出来る様に誠意を持って対応します。利用者に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営む為に必要な居宅サービスが適切に利用出来る様、利用者の選択に基づいて居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、当該計画に基づいて適切なサービス提供が確保される様、サービス事業所や主治医との連絡調整、迅速な対応、その他の便宜を図ります。

平成30年の介護保険法改定において、介護給付適正化により中立・公正なケアプラン作成のための機序の推進、医療との連携をさらに強化していきます。管理者要件の厳格化がなされた為、今まで以上にサービスの質向上に努めていきます。

2. 事業内容

- ①新規利用者様との契約（居宅サービス計画の作成・アセスメント）
- ②サービス事業者へ新規の利用やサービス変更時の連絡調整
- ③サービス担当者会議の開催
- ④短期入所などの施設利用の調整
- ⑤利用者宅への訪問（利用表の配布・サービスの確認・相談など）
- ⑥住宅改修、福祉用具（購入・レンタル）の調整
- ⑦医療機関、公的機関との連携（入退院時の情報共有など）
- ⑧介護保険の申請代行
- ⑨地域包括支援センターからの委託
- ⑩訪問調査の委託（相模原市・鎌倉市・横須賀市など）
- ⑪施設入所への情報提供

3. 職員の研修

神奈川県、相模原市、医師会、各団体などが主催する研修に参加して、その内容や新しい情報を吸収しサービス提供に役立てていく。

4. 苦情対応

利用者から苦情があった場合、責任者が状況を判断して迅速に誠実な対応をする（苦情報告書の作成と報告）

苦情の再発を防ぎ、サービスの質の向上への契機にする

5. サービスの質の向上

第三者評価プログラムにより、居宅サービス支援の利用者のニーズを把握し、継続してサービスの質の改善に取り組む

6. 特定事業所の申請

特定事業所として、計画的な研修を実施し、事業所全体の質の向上に努める。地域包括支援センターとの連携を強め、地域包括ケアシステム構築の一翼を担う事業所として地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していく。

平成30年度さいわい保育園事業計画

さいわい保育園基本理念

長時間保育の園児が多い為、子ども達が「ここが自分の居場所」と実感できるように日々の保育を積み重ねていくと共に保護者の方と保育園が力を合わせて子育てをし、家庭との連携を重視していきます。また子ども達が自らの『育ちや』『学び』を実感できる保育を目指します。そのために、子どもの成長、発達を理解し、子どもの心に寄り添った言葉かけ、働きかけが出来るように、保育者自身が常に保育の質の向上に努めます。

保育目標

意欲と思いやりのある健康な子ども

- (1) くつろいだ雰囲気の中で、情緒を安定させ、心身の調和的な発達を図る
- (2) 養護の行き届いた環境の中で健康、安全など日常生活に必要な基本的生活習慣や態度を養う。早寝・早起き・朝ごはん・排便の生活リズムを家庭と連携して整えていく。
- (3) 健康で質の高い生活を送る基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培う。
- (4) 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、協調などの態度を養う。
- (5) 自然や社会事象に対する興味や関心を育てる。
- (6) 日常生活に必要な言葉を豊かに正しく身に付ける。
- (7) 様々な体験を通して、創造性の芽生えを培う。
- (8) 生活の中で、豊かな感性を育て、思考力の基礎と道徳性の芽生えを培う。

活動方針

- * 待機児童問題に対応し、定員を超えた園児数で運営しています。
- * 食物アレルギー対応マニュアルに沿って、除去食の対応をします。特に乳製品、卵、大豆等アレルギー対応が重複している園児の対応を進めていきます。
- * 不審者対応の防犯訓練を取り入れ、職員・園児の防犯意識を高めていきます。
- * 防災に対する職員の意識を高め、対策を強化します。大雪、停電などの際、危機管理体制をとり園児の安全を確保します。
- * バスを利用するため職員が運転できる体制を整え、園児の活動範囲を広げ、自然体験、生活体験を広げていきます。
- * 身近な場所で野菜の育ちを感じられるようにし、食への興味を育てます。また収穫した野菜を使い「食べることを大切に」をテーマにクッキングを楽しみます。
- * 給食の情報を保護者に伝え、栄養相談、試食会などを通して保護者へ食の大切さを伝えています。

- * 保護者と園との連携を取っていくために保育参観・一日保育士体験などを進めます。
父親の参観が多いため、ダイナミックな遊びを子どもたちが楽しめるようにしていきます。保護者の方の仕事、趣味などを園児に話していただき地域の人が身近に感じられるようにしていきます。朝から夕方までの保育参観も多くなっているので園児の保育時間と合わせた保育参観を進めていきます。
- * リトミック・楽器などを遊びの中に取り入れ、絵本、紙芝居、視聴覚教材を通して豊かな感性や表現力を育みます。
- * 外部からボランティアの人を積極的にお願いし、地域の人とのふれあいを取り入れていきます。幸園の訪問日を年間を通してスケジュールを作ります。
- * 広場事業を計画的に取り組みます。他園との交流を図り、ドッヂボール、ハロウィーンなどで地域を含めた他園との交流を計画していきます。
- * 幼児の事故防止に取り組み、機敏性、柔軟性、巧緻性等を遊びの中で身に付けていくようになります。
- * 児童相談所と関わりのある園児に対し関係機関と連携しながら支援していきます。
- * 卒園児とも継続的な関わりが持てるように連絡メールを使い行事への参加を呼びかけます。又、卒園児と集う会を実施します。
- * 保育内容の見直しを行い、一人ひとりが自己肯定感を持てるような保育士の対応、活動内容を目指します。

保育内容

- ・乳児期・・・保育士との温かな関係の中で、子どもの欲求を受け入れ、人への信赖感を育みます。
家庭と連携しながら食事、排泄、睡眠など一日の生活リズムを整え、基本的生活習慣が身につくようにします。
- ・幼児期・・・異年齢保育、年齢別保育をバランスよく取り入れ、集団生活の中で社会性を育みます。園外活動を通して自然体験をする中で五感を育て、考える力、感じる力を育みます。

H30年度保育園概要

対象年齢：生後 8 週間～就学前

休園日：日曜日 国民の祝日 年末年始（12月29日～1月3日）

定員：90名 待機児童に対応するため定員を超えた園児を受け入れます。

30年度4月人数

0歳児（8名）1歳児（18名）2歳児（20名）3歳児（20名）

4歳児（17名）5歳児（19名）計102名 子育て広場（若干名）

職員：園長 主任 副主任 保育士（16名） パート2名

栄養士（1名） 調理員（2名）事務員（2名）

開所時間 7:00～19:00（平日）7:00～18:00（土曜日）

延長保育時間 18:00～19:00

会議について

職員会議：月1回～2回 園内研修：月1回 リーダー連絡会議：週1回

各行事会議（適宜） 検討委員会（環境整備・食育・防災防犯）月1回

職員研修

* 自主研修

保育内容、保育士の資質の向上を高めるための研鑽

- * クラス研修を定期的に行い、保育所全体の保育の質の向上をはかり、保育実践や保育の内容に関する職員の共通理解と協調性を高めます。
- * 分野別リーダーを中心とした支援・安全・保育内容・食育・防災防犯などの会議を実施し保育士の専門性を高めます。
- * 園外研修を取り入れ、職員の質の向上を図ります。
- * 支援が必要な園児に対してケース会議を定期的に実施し、園全体で共通の認識を持って対応していきます。
- * 職員の入れ替わりがほとんどないため、継続した研修を重ね保育の質の向上を図ります。

地域交流

* 地域の方の特性を生かした交流を取り入れていきます。

日常生活の中で無理なく幸園との交流を取り入れ、様々な人との触れ合いを大切にします。

* 地域のボランティアの方との交流を通して様々な人との触れ合いを大切にしていきます。

*開かれた園として保育参観を引き続き行います。保護者の保育参観のメリットは園がいつでも開かれていること、子どもたちにとって友達の両親が身近な人として感じられるようになること、いろいろな大人に触れ合えること、保護者の方が園での様子が分かること等いくつか挙げられます。さいわい保育園の保育を理解して頂く意味でも保育参観を実施していきます。

健康管理

*園児が低年齢である為、感染症などの拡大防止に努めます。
*保育中の事故防止に努めます。
*早寝・早起き・朝ごはん・規則正しい排便の、生活リズムを整え、健康な体を作ります。
*痙攣の既往歴のある園児が多いので、保護者と連携しながら一人一人に合った対応をしていきます。
*食物アレルギー児が現在、卵、乳になっています。誤食を防止するため、給食と担任との連携、記録の付け方などを徹底すると共に、エピペンの使い方など研修を通して全職員で学んでいきます。

その他

*園児に必要な環境を検討していきます。
*記録の効率化を図り、各クラスに余裕のある職員体制を引き、職員の休憩、休暇など働きやすい職場を目指します。
*朝の7時から夕方6時までの11時間の長時間保育児が多くなっているため、安定して過ごせるように、朝と夕方の時間にパート職員を配置できるように募集してします。

職員体制

*育休中の職員の復帰は保育園の入所が決まらず、確定できないままになっています。復帰ができても、育児時間の取得を希望する職員が3名になる為、職員の絶対数が不足します。
*フローリングが波打ち、修理をしていますが、今後さらに修復が難しくなるといわれているため対応を考えていきます。
*29年度は副主任手当て、分野別リーダーなどの処遇改善を実施しました。職員の確保が努め、引き続き、研修の参加を実施します。

